

投資信託説明書 (請求目論見書)

使用開始日 2022.12.14

トピックスオープン

追加型投信／国内／株式／インデックス型

この目論見書により行う「トピックスオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年6月13日に関東財務局長に提出しており、2022年6月14日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行（売出）価額の総額】	1
(4)【発行（売出）価格】	1
(5)【申込手数料】	1
(6)【申込単位】	1
(7)【申込期間】	1
(8)【申込取扱場所】	2
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	28
第3【ファンドの経理状況】	33
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	110
第三部【委託会社等の情報】	111
第1【委託会社等の概況】	111
約款	140

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

トピックスオープン（「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2022年6月14日から2023年6月13日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」と連動する投資成果を目標として運用を行います。

信託金の限度額は、1,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単体型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券 不動産投信		
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般 大型株 中小型株	年2回 年4回 年6回	日本 北米 欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX (配当込み)	条件付運用型
債券	(隔月)	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング			その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年12回 (毎月) 日々 その他 ()					その他 ()
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般		次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債		信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債		信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券		信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性		目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の

		資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX（TOPIX（配当込み）※）	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 ※ TOPIX（配当込み）は、三菱UFJ国際投信株式会社のファンドにおける定義により、信託約款において、東証株価指数TOPIX（配当込み）に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

ファンドの目的

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、わが国の株式の指標である東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

特色

1

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)*に連動する投資成果をめざします。

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)をベンチマークとします。

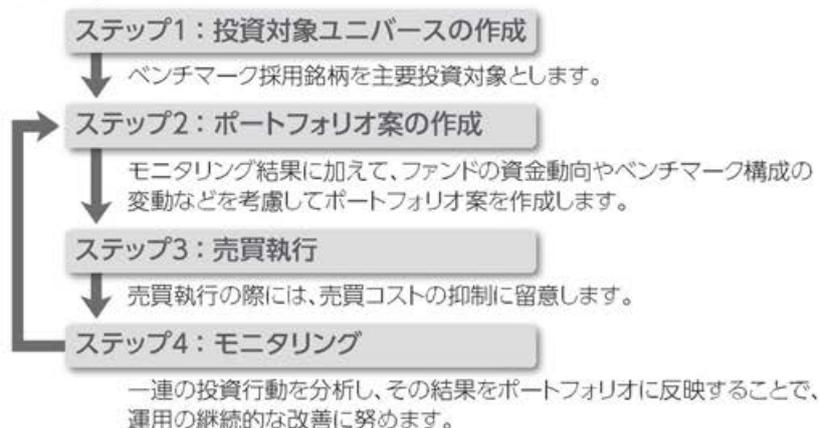
特色

2

原則として、株式(株価指数先物取引等を含む)の実質組入比率を高位に保ちます。

・対象インデックスとの連動を維持するため、実質組入比率を引き下げる、あるいは実質組入比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

<運用プロセスのイメージ>



■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
☞ 「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

■ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

■分配方針

- ・年1回の決算時(3月14日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)(TOPIXといいます)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。JPXは、TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。JPXは、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本件インデックス・ファンドは、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、本件インデックス・ファンドの基準価額とTOPIXの指数値が著しく乖離することがあります。本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。JPXは、委託会社又は本件商品の購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

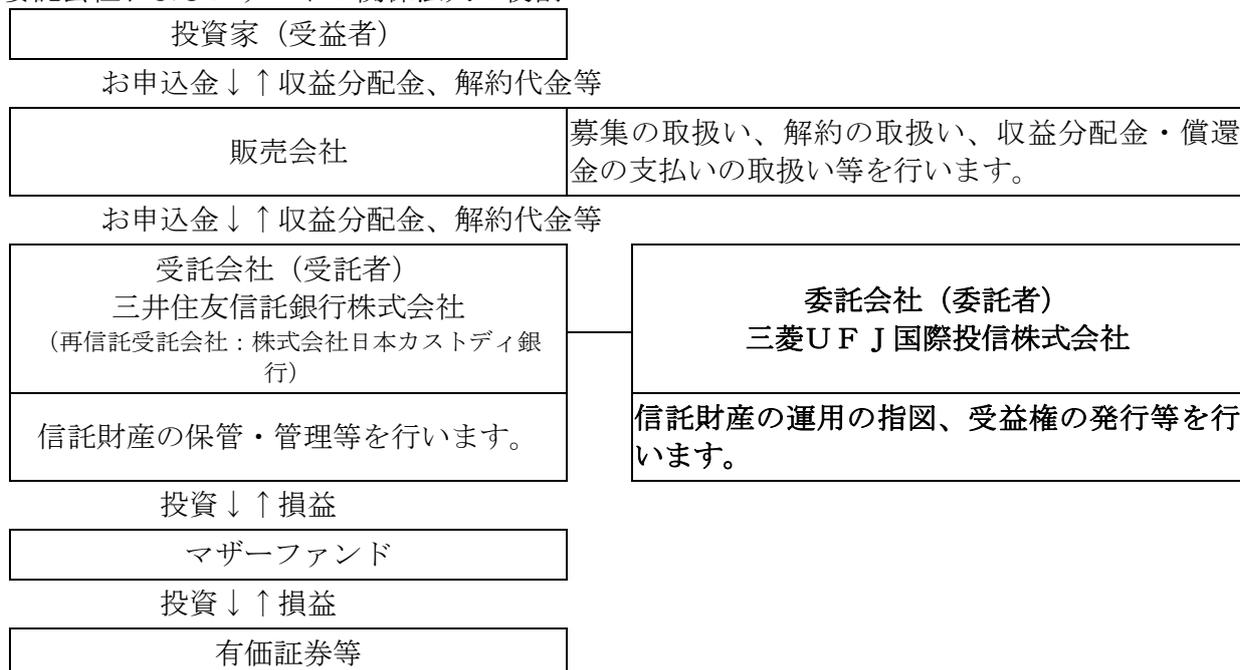
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

1990年3月15日	設定日、信託契約締結、運用開始
1998年3月14日	信託期間を2000年3月14日までから2010年3月14日までに変更
2001年10月5日	ファミリーファンド方式の導入
2001年12月14日	信託期間を2010年3月14日までから無期限に変更
2005年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2022年9月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

東証株価指数マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することがあります。

東証株価指数マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

①有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社とする東証株価指数マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第

2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）、は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

<東証株価指数マザーファンドの概要>

(基本方針)

この投資信託は、「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

(1) 投資対象

東京証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

投資成果を「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

(イ) 最適ポートフォリオ作成の支援システム^(注)を用いて、原則として200銘柄以上へ分散投資を行います。

(ロ) 買付または売付は原則として当該支援システムによる最適ポートフォリオを維持するように行います。

(ハ) 株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建て額を加算し、または株価指数先物取引等の売建て額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は、原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

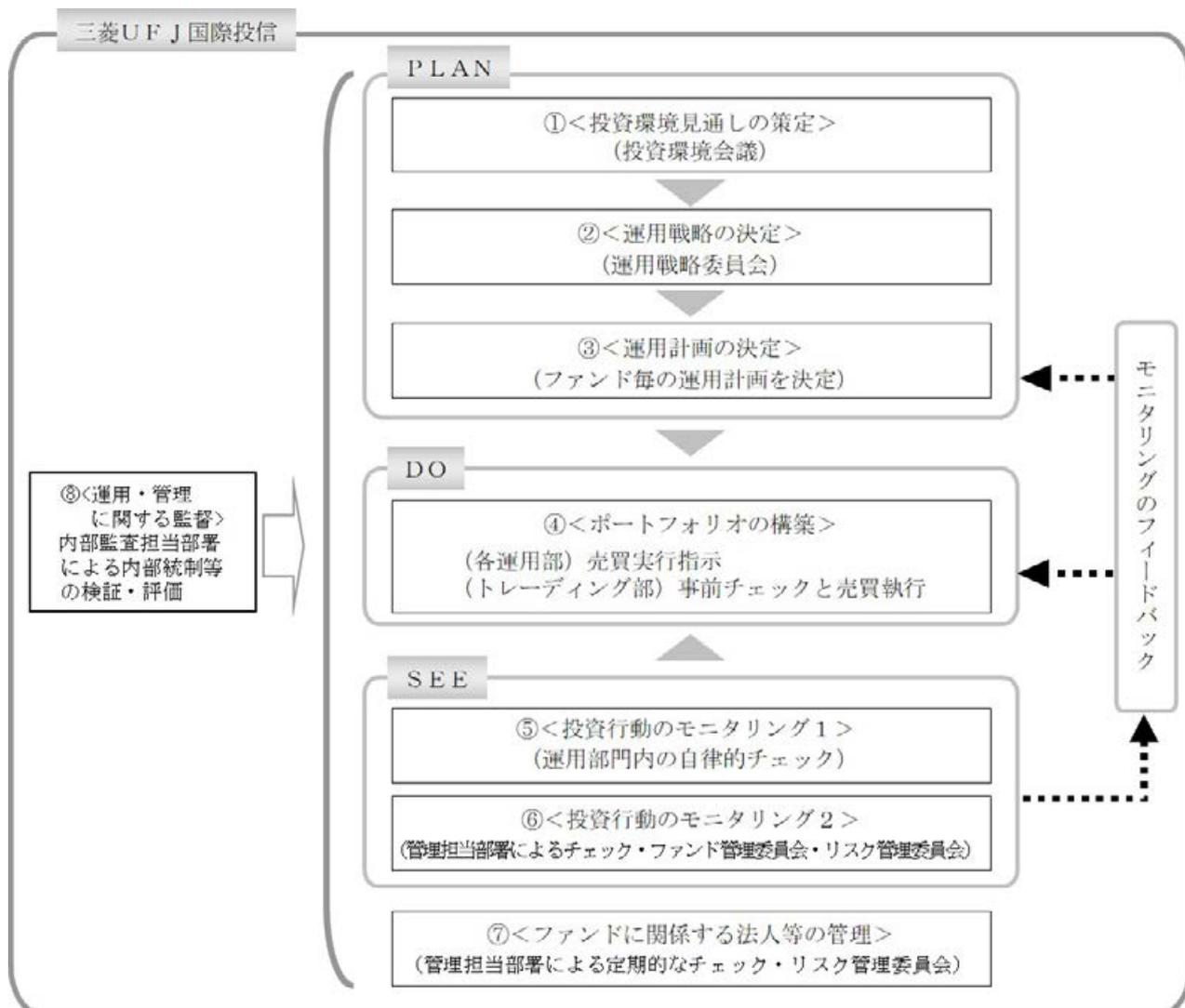
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 最適ポートフォリオ作成の支援システムとは、ポートフォリオとベンチマークがカイ離するリスクを業種や財務内容などの特性から分析するとともに、最適化によって通減させるモデルです。

(投資制限)

- ①株式への投資割合に制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑥スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング 2

運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

②新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の

指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。

⑤スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものをいいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑧資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑨投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑩有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑫信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予

想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因によりカイ離を生じることがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行って

います。

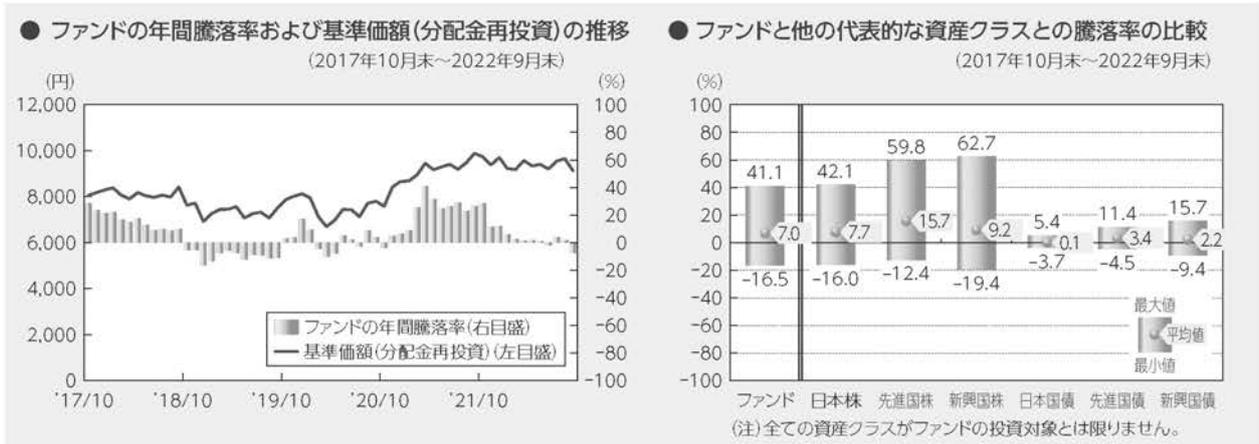
④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.55%（税抜 0.50%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.19%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.23%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特

別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2022年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【トピックスオープン】

(1)【投資状況】

令和4年9月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	8,549,939,479	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	870,948	0.01
純資産総額		8,550,810,427	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	東証株価指数マザーファンド	3,351,471,710	2.4614	8,249,312,467	2.5511	8,549,939,479	99.99

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和4年9月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第23 計算期間末日 (平成25年3月14日)	9,371,820,043	9,371,820,043	4,260	4,260
第24 計算期間末日 (平成26年3月14日)	8,264,275,200	8,264,275,200	4,838	4,838
第25 計算期間末日 (平成27年3月16日)	9,761,976,578	9,761,976,578	6,560	6,560
第26 計算期間末日 (平成28年3月14日)	7,748,186,404	7,748,186,404	5,882	5,882
第27 計算期間末日 (平成29年3月14日)	8,135,017,116	8,135,017,116	6,819	6,819
第28 計算期間末日 (平成30年3月14日)	8,526,134,640	8,526,134,640	7,653	7,653
第29 計算期間末日 (平成31年3月14日)	7,730,779,735	7,730,779,735	7,079	7,079
第30 計算期間末日 (令和2年3月16日)	5,866,262,787	5,866,262,787	5,611	5,611
第31 計算期間末日 (令和3年3月15日)	8,958,491,605	8,958,491,605	9,086	9,086
第32 計算期間末日 (令和4年3月14日)	8,281,894,252	8,281,894,252	8,484	8,484
令和3年9月末日	9,231,411,936	—	9,512	—
10月末日	8,990,940,380	—	9,373	—
11月末日	8,687,879,726	—	9,027	—
12月末日	8,979,615,520	—	9,336	—
令和4年1月末日	8,578,408,362	—	8,878	—
2月末日	8,605,281,977	—	8,835	—
3月末日	9,044,017,906	—	9,211	—
4月末日	8,839,548,856	—	8,986	—
5月末日	8,922,998,308	—	9,050	—
6月末日	8,767,860,883	—	8,861	—
7月末日	9,071,590,572	—	9,187	—
8月末日	9,102,435,347	—	9,292	—
9月末日	8,550,810,427	—	8,779	—

② 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第23 計算期間	0円
第24 計算期間	0円
第25 計算期間	0円
第26 計算期間	0円

第 27 計算期間	0 円
第 28 計算期間	0 円
第 29 計算期間	0 円
第 30 計算期間	0 円
第 31 計算期間	0 円
第 32 計算期間	0 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 23 計算期間	23.26
第 24 計算期間	13.56
第 25 計算期間	35.59
第 26 計算期間	△10.33
第 27 計算期間	15.92
第 28 計算期間	12.23
第 29 計算期間	△7.50
第 30 計算期間	△20.73
第 31 計算期間	61.93
第 32 計算期間	△6.62
第 33 中間計算期間	8.62

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 23 計算期間	2,695,513,449	3,682,692,727	21,998,351,954
第 24 計算期間	3,290,012,195	8,205,755,620	17,082,608,529
第 25 計算期間	1,923,098,097	4,124,229,057	14,881,477,569
第 26 計算期間	2,263,236,040	3,972,365,429	13,172,348,180
第 27 計算期間	948,981,855	2,191,168,255	11,930,161,780
第 28 計算期間	1,267,715,881	2,057,429,278	11,140,448,383
第 29 計算期間	684,796,063	905,176,933	10,920,067,513
第 30 計算期間	666,042,955	1,130,660,173	10,455,450,295
第 31 計算期間	735,432,504	1,331,362,171	9,859,520,628
第 32 計算期間	1,163,297,978	1,260,638,098	9,762,180,508
第 33 中間計算期間	479,398,015	498,838,720	9,742,739,803

(参考)

東証株価指数マザーファンド

投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	日本	8,377,554,920	97.98
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	172,538,354	2.02
純資産総額		8,550,093,274	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	165,240,000	1.93

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 9 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	162,800	1,922.83	313,037,821	1,876.00	305,412,800	3.57
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	22,400	11,392.11	255,183,321	9,286.00	208,006,400	2.43
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	39,300	3,523.03	138,455,311	3,906.00	153,505,800	1.80
日本	株式	キーエンス	電気機器	3,200	51,144.34	163,661,888	47,900.00	153,280,000	1.79
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	206,100	724.61	149,343,046	651.50	134,274,150	1.57
日本	株式	任天堂	その他製品	20,000	5,821.59	116,431,882	5,854.00	117,080,000	1.37
日本	株式	KDDI	情報・通信業	25,500	3,941.35	100,504,425	4,243.00	108,196,500	1.27
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	28,100	3,460.59	97,242,827	3,767.00	105,852,700	1.24
日本	株式	日立製作所	電気機器	17,200	5,296.19	91,094,589	6,114.00	105,160,800	1.23
日本	株式	第一三共	医薬品	25,900	2,374.86	61,508,874	4,042.00	104,687,800	1.22
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	21,000	4,532.68	95,186,280	4,900.00	102,900,000	1.20
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	24,400	4,600.87	112,261,228	4,161.00	101,528,400	1.19
日本	株式	HOYA	精密機器	6,800	12,919.85	87,854,980	13,880.00	94,384,000	1.10
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	22,900	3,956.78	90,610,354	4,024.00	92,149,600	1.08
日本	株式	三菱商事	卸売業	23,100	4,189.64	96,780,845	3,968.00	91,660,800	1.07

日本	株式	ダイキン工業	機械	3,900	20,533.60	80,081,040	22,295.00	86,950,500	1.02
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	2,300	53,211.17	122,385,700	35,700.00	82,110,000	0.96
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	26,100	3,156.73	82,390,653	3,137.00	81,875,700	0.96
日本	株式	信越化学工業	化学	5,500	17,398.61	95,692,355	14,330.00	78,815,000	0.92
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	53,100	1,452.81	77,144,625	1,446.50	76,809,150	0.90
日本	株式	三井物産	卸売業	24,700	3,080.43	76,086,621	3,089.00	76,298,300	0.89
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	29,400	2,224.13	65,389,422	2,565.00	75,411,000	0.88
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	21,100	3,894.33	82,170,363	3,501.00	73,871,100	0.86
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	3,600	22,082.40	79,496,640	19,705.00	70,938,000	0.83
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	11,800	5,258.23	62,047,114	5,806.00	68,510,800	0.80
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	42,200	1,540.50	65,009,100	1,562.50	65,937,500	0.77
日本	株式	村田製作所	電気機器	9,700	7,317.33	70,978,101	6,632.00	64,330,400	0.75
日本	株式	日本電産	電気機器	7,900	8,726.75	68,941,325	8,130.00	64,227,000	0.75
日本	株式	ファナック	電気機器	3,100	19,489.77	60,418,287	20,260.00	62,806,000	0.73
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	30,500	1,907.07	58,165,635	1,917.00	58,468,500	0.68

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	水産・農林業	0.10
	鉱業	0.29
	建設業	2.22
	食料品	3.52
	繊維製品	0.46
	パルプ・紙	0.18
	化学	6.03
	医薬品	5.60
	石油・石炭製品	0.50
	ゴム製品	0.68
	ガラス・土石製品	0.72
	鉄鋼	0.79
	非鉄金属	0.73
	金属製品	0.57
	機械	5.06
	電気機器	16.24
	輸送用機器	7.44
	精密機器	2.78
	その他製品	2.50
	電気・ガス業	1.23

	陸運業	3.29
	海運業	0.50
	空運業	0.48
	倉庫・運輸関連業	0.16
	情報・通信業	9.09
	卸売業	5.55
	小売業	4.65
	銀行業	5.24
	証券、商品先物取引業	0.72
	保険業	2.22
	その他金融業	1.10
	不動産業	2.00
	サービス業	5.34
	小計	97.98
合計		97.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 4 年 9 月 30 日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 22年12月限	買建	9	円	167,504,950	165,240,000	1.93

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

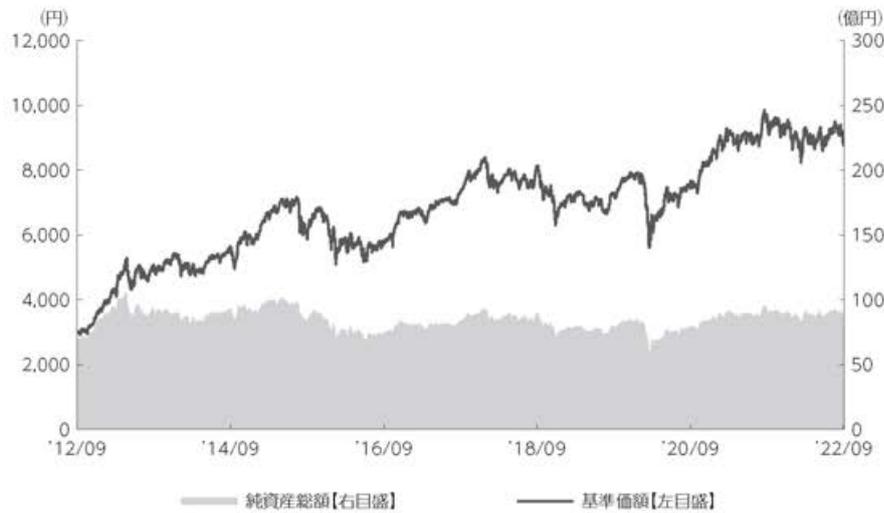
《参考情報》



運用実績

2022年9月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2012年9月28日～2022年9月30日



●基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	8,779円
純資産総額	85.5億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年3月	0円
2021年3月	0円
2020年3月	0円
2019年3月	0円
2018年3月	0円
2017年3月	0円
設定来累計	230円

●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

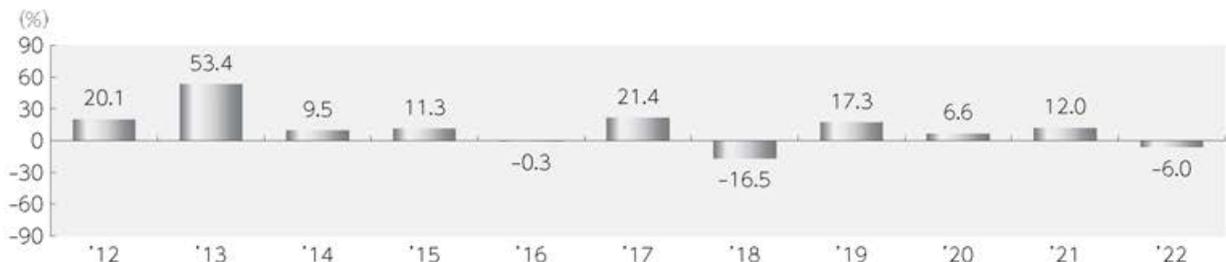
組入上位業種	比率
1 電気機器	16.2%
2 情報・通信業	9.1%
3 輸送用機器	7.4%
4 化学	6.0%
5 医薬品	5.6%
6 卸売業	5.6%
7 サービス業	5.3%
8 銀行業	5.2%
9 機械	5.1%
10 小売業	4.6%

組入上位銘柄	業種	比率
1 トヨタ自動車	輸送用機器	3.6%
2 ソニーグループ	電気機器	2.4%
3 日本電信電話	情報・通信業	1.8%
4 キーエンス	電気機器	1.8%
5 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.6%
6 任天堂	その他製品	1.4%
7 KDDI	情報・通信業	1.3%
8 武田薬品工業	医薬品	1.2%
9 日立製作所	電気機器	1.2%
10 第一三共	医薬品	1.2%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	1.9%

●各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
 ●国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間収益率の推移



●収益率は基準価額で計算
 ●2022年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

②解約単位

販売会社が定める単位（ただし、1万口を上回らないものとします。）

なお、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合等は1口単位

③解約価額

解約請求受付日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。

解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

⑩買取り

販売会社は、受益者の請求があるときは、原則として、その受益権を買い取ります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限（1990年3月15日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年3月15日から翌年3月14日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 3 年 3 月 16 日から令和 4 年 3 月 14 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年4月20日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトピックスオープン（令和3年3月16日から令和4年3月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピックスオープン（令和4年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況）を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不

確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは監査の対象に含まれていません。

1 【財務諸表】

【トピックスオープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 31 期 [令和 3 年 3 月 15 日現在]	第 32 期 [令和 4 年 3 月 14 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,948,565	44,304,950
親投資信託受益証券	8,956,933,253	8,280,450,516
未収入金	17,479,567	-
流動資産合計	9,004,361,385	8,324,755,466
資産合計	9,004,361,385	8,324,755,466
負債の部		
流動負債		
未払解約金	17,815,956	12,732,231
未払受託者報酬	4,505,928	4,839,232
未払委託者報酬	23,430,747	25,163,913
未払利息	53	78
その他未払費用	117,096	125,760
流動負債合計	45,869,780	42,861,214
負債合計	45,869,780	42,861,214
純資産の部		
元本等		
元本	9,859,520,628	9,762,180,508
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△901,029,023	△1,480,286,256
(分配準備積立金)	3,566,682,649	3,263,006,515
元本等合計	8,958,491,605	8,281,894,252
純資産合計	8,958,491,605	8,281,894,252
負債純資産合計	9,004,361,385	8,324,755,466

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 31 期 自 令和 2 年 3 月 17 日 至 令和 3 年 3 月 15 日	第 32 期 自 令和 3 年 3 月 16 日 至 令和 4 年 3 月 14 日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,636,257,017	△516,533,011
営業収益合計	3,636,257,017	△516,533,011
営業費用		
支払利息	10,113	12,022
受託者報酬	8,536,626	9,772,224
委託者報酬	44,390,350	50,815,403

その他費用	221,836	253,954
営業費用合計	53,158,925	60,853,603
営業利益又は営業損失(△)	3,583,098,092	△577,386,614
経常利益又は経常損失(△)	3,583,098,092	△577,386,614
当期純利益又は当期純損失(△)	3,583,098,092	△577,386,614
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	282,641,164	15,446,669
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△4,589,187,508	△901,029,023
剰余金増加額又は欠損金減少額	575,485,068	114,691,612
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	575,485,068	114,691,612
剰余金減少額又は欠損金増加額	187,783,511	101,115,562
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	187,783,511	101,115,562
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△901,029,023	△1,480,286,256

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年3月14日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和3年3月16日から令和4年3月14日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第31期 [令和3年3月15日現在]	第32期 [令和4年3月14日現在]
1. 期首元本額	10,455,450,295円	9,859,520,628円
期中追加設定元本額	735,432,504円	1,163,297,978円
期中一部解約元本額	1,331,362,171円	1,260,638,098円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	901,029,023円	1,480,286,256円
3. 受益権の総数	9,859,520,628口	9,762,180,508口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第31期 自 令和2年3月17日 至 令和3年3月15日			第32期 自 令和3年3月16日 至 令和4年3月14日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	163,352,120円	費用控除後の配当等収益額	A	130,569,023円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,076,967,456円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,916,625,226円	収益調整金額	C	3,288,206,029円
分配準備積立金額	D	2,326,363,073円	分配準備積立金額	D	3,132,437,492円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,483,307,875円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,551,212,544円

当ファンドの期末残存口数	F	9,859,520,628 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,575 円
1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	—円

当ファンドの期末残存口数	F	9,762,180,508 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	6,710 円
1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 31 期 自 令和 2 年 3 月 17 日 至 令和 3 年 3 月 15 日	第 32 期 自 令和 3 年 3 月 16 日 至 令和 4 年 3 月 14 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 31 期 [令和 3 年 3 月 15 日現在]	第 32 期 [令和 4 年 3 月 14 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 31 期 [令和 3 年 3 月 15 日現在]	第 32 期 [令和 4 年 3 月 14 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,423,490,193	△524,282,824
合計	3,423,490,193	△524,282,824

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 31 期 [令和 3 年 3 月 15 日現在]	第 32 期 [令和 4 年 3 月 14 日現在]
1口当たり純資産額	0.9086円	0.8484円
(1万口当たり純資産額)	(9,086円)	(8,484円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	東証株価指数マザーファンド	3,370,009,571	8,280,450,516	
合計		3,370,009,571	8,280,450,516	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

[令和 4 年 3 月 14 日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	87,248,895
株式	8,173,316,490
派生商品評価勘定	2,036,700
未収配当金	14,379,573
差入委託証拠金	5,490,000
流動資産合計	8,282,471,658
資産合計	8,282,471,658
負債の部	
流動負債	
前受金	1,890,000
未払利息	155
流動負債合計	1,890,155
負債合計	1,890,155
純資産の部	
元本等	
元本	3,370,009,571
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	4,910,571,932
元本等合計	8,280,581,503
純資産合計	8,280,581,503
負債純資産合計	8,282,471,658

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 新株予約権証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 4 年 3 月 14 日現在]
1. 期首	令和 3 年 3 月 16 日
期首元本額	3,426,917,111 円
期中追加設定元本額	261,236,376 円
期中一部解約元本額	318,143,916 円

元本の内訳※	
トピックスオープン	3,370,009,571円
合計	3,370,009,571円
2. 受益権の総数	3,370,009,571口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 3月 16日 至 令和 4年 3月 14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、新株予約権証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年 3月 14日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4年 3月 14日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	△681,275,722
合計	△681,275,722

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 4 年 3 月 14 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	105,270,000	—	107,310,000	2,040,000
合計		105,270,000	—	107,310,000	2,040,000

(注) 時価の算定方法

1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和 4 年 3 月 14 日現在]
1口当たり純資産額	2.4571円
(1万口当たり純資産額)	(24,571円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1301	極洋	200	3,240.00	648,000	
1332	日本水産	4,500	560.00	2,520,000	
1333	マルハニチロ	700	2,501.00	1,750,700	
1375	雪国まいたけ	300	1,135.00	340,500	
1376	カネコ種苗	100	1,610.00	161,000	
1377	サカタのタネ	500	3,655.00	1,827,500	
1379	ホクト	400	1,961.00	784,400	
1384	ホクリヨウ	100	699.00	69,900	
1514	住石ホールディングス	800	174.00	139,200	
1515	日鉄鉱業	100	6,900.00	690,000	

1518	三井松島ホールディングス	200	2,035.00	407,000	
1605	I N P E X	18,000	1,392.00	25,056,000	
1662	石油資源開発	500	2,710.00	1,355,000	
1663	K&Oエナジーグループ	200	1,673.00	334,600	
1413	ヒノキヤグループ	100	2,261.00	226,100	
1414	ショーボンドホールディングス	600	5,220.00	3,132,000	
1417	ミライト・ホールディングス	1,400	1,991.00	2,787,400	
1419	タマホーム	300	2,320.00	696,000	
1420	サンヨーホームズ	100	802.00	80,200	
1429	日本アクア	200	556.00	111,200	
1430	ファーストコーポレーション	100	738.00	73,800	
1433	ベステラ	100	1,123.00	112,300	
1435	R o b o t H o m e	700	194.00	135,800	
1446	キャンディル	100	491.00	49,100	
1712	ダイセキ環境ソリューション	100	1,158.00	115,800	
1716	第一カッター興業	100	1,301.00	130,100	
1719	安藤・間	2,200	838.00	1,843,600	
1720	東急建設	1,300	689.00	895,700	
1721	コムシスホールディングス	1,400	2,730.00	3,822,000	
1726	ビーアールホールディングス	600	326.00	195,600	
1762	高松コンストラクショングループ	300	2,058.00	617,400	
1766	東建コーポレーション	100	8,170.00	817,000	
1780	ヤマウラ	200	996.00	199,200	
1786	オリエンタル白石	1,500	234.00	351,000	
1801	大成建設	3,000	3,575.00	10,725,000	
1802	大林組	10,300	887.00	9,136,100	
1803	清水建設	9,700	742.00	7,197,400	
1805	飛島建設	300	1,082.00	324,600	
1808	長谷工コーポレーション	3,100	1,412.00	4,377,200	
1810	松井建設	400	668.00	267,200	
1812	鹿島建設	7,600	1,498.00	11,384,800	
1813	不動テトラ	200	1,483.00	296,600	
1814	大末建設	100	1,249.00	124,900	
1815	鉄建建設	200	1,953.00	390,600	
1820	西松建設	600	3,880.00	2,328,000	
1821	三井住友建設	2,300	418.00	961,400	

1822	大豊建設	200	3,535.00	707,000	
1826	佐田建設	200	468.00	93,600	
1827	ナカノフドー建設	200	333.00	66,600	
1833	奥村組	600	3,160.00	1,896,000	
1835	東鉄工業	500	2,304.00	1,152,000	
1847	イチケン	100	1,917.00	191,700	
1848	富士ピー・エス	100	499.00	49,900	
1852	浅沼組	100	5,540.00	554,000	
1860	戸田建設	4,300	748.00	3,216,400	
1861	熊谷組	500	2,825.00	1,412,500	
1866	北野建設	100	2,192.00	219,200	
1867	植木組	100	1,409.00	140,900	
1870	矢作建設工業	500	774.00	387,000	
1871	ピーエス三菱	300	602.00	180,600	
1873	日本ハウスホールディングス	700	388.00	271,600	
1878	大東建託	1,100	12,020.00	13,222,000	
1879	新日本建設	400	728.00	291,200	
1882	東亜道路工業	100	4,960.00	496,000	
1884	日本道路	100	9,500.00	950,000	
1885	東亜建設工業	300	2,538.00	761,400	
1887	日本国土開発	1,000	522.00	522,000	
1888	若築建設	200	1,978.00	395,600	
1890	東洋建設	1,200	597.00	716,400	
1893	五洋建設	4,100	589.00	2,414,900	
1898	世紀東急工業	500	783.00	391,500	
1899	福田組	100	4,220.00	422,000	
1911	住友林業	2,600	2,138.00	5,558,800	
1914	日本基礎技術	300	763.00	228,900	
1921	巴コーポレーション	500	506.00	253,000	
1925	大和ハウス工業	9,600	3,106.00	29,817,600	
1926	ライト工業	700	1,935.00	1,354,500	
1928	積水ハウス	11,200	2,313.00	25,905,600	
1929	日特建設	200	732.00	146,400	
1930	北陸電気工事	200	783.00	156,600	
1934	ユアテック	600	700.00	420,000	
1938	日本リーテック	200	1,317.00	263,400	

1939	四電工	100	1,608.00	160,800	
1941	中電工	500	2,142.00	1,071,000	
1942	関電工	1,700	851.00	1,446,700	
1944	きんでん	2,300	1,618.00	3,721,400	
1945	東京エネシス	300	1,049.00	314,700	
1946	トーエネック	100	3,305.00	330,500	
1949	住友電設	300	2,263.00	678,900	
1950	日本電設工業	600	1,639.00	983,400	
1951	エクシオグループ	1,600	2,360.00	3,776,000	
1952	新日本空調	300	1,929.00	578,700	
1959	九電工	800	3,005.00	2,404,000	
1961	三機工業	700	1,441.00	1,008,700	
1963	日揮ホールディングス	3,200	1,578.00	5,049,600	
1964	中外炉工業	100	1,591.00	159,100	
1967	ヤマト	300	720.00	216,000	
1968	太平電業	200	2,703.00	540,600	
1969	高砂熱学工業	900	1,786.00	1,607,400	
1975	朝日工業社	100	2,988.00	298,800	
1976	明星工業	700	722.00	505,400	
1979	大気社	500	3,075.00	1,537,500	
1980	ダイダン	200	2,060.00	412,000	
1982	日比谷総合設備	300	1,894.00	568,200	
3267	フィル・カンパニー	100	1,120.00	112,000	
5074	テスホールディングス	200	1,382.00	276,400	
5076	インフロニア・ホールディングス	4,400	1,070.00	4,708,000	
6330	東洋エンジニアリング	400	612.00	244,800	
6379	レイズネクスト	500	1,116.00	558,000	
2001	ニッポン	1,000	1,697.00	1,697,000	
2002	日清製粉グループ本社	3,700	1,730.00	6,401,000	
2004	昭和産業	300	2,670.00	801,000	
2009	鳥越製粉	300	654.00	196,200	
2053	中部飼料	400	1,026.00	410,400	
2060	フィード・ワン	400	668.00	267,200	
2107	東洋精糖	100	1,025.00	102,500	
2108	日本甜菜製糖	200	1,712.00	342,400	
2109	DM三井製糖ホールディングス	300	2,007.00	602,100	

2112	塩水港精糖	400	217.00	86,800
2117	日新製糖	200	1,810.00	362,000
2201	森永製菓	800	3,930.00	3,144,000
2204	中村屋	100	3,190.00	319,000
2206	江崎グリコ	900	3,835.00	3,451,500
2207	名糖産業	100	1,629.00	162,900
2209	井村屋グループ	200	2,279.00	455,800
2211	不二家	200	2,508.00	501,600
2212	山崎製パン	2,500	1,430.00	3,575,000
2215	第一屋製パン	100	546.00	54,600
2217	モロゾフ	100	2,808.00	280,800
2220	亀田製菓	200	4,050.00	810,000
2222	寿スピリッツ	300	6,130.00	1,839,000
2229	カルビー	1,500	2,407.00	3,610,500
2264	森永乳業	600	5,280.00	3,168,000
2266	六甲バター	200	1,513.00	302,600
2267	ヤクルト本社	2,500	6,280.00	15,700,000
2269	明治ホールディングス	2,200	6,610.00	14,542,000
2270	雪印メグミルク	800	1,998.00	1,598,400
2281	プリマハム	400	2,232.00	892,800
2282	日本ハム	1,300	4,120.00	5,356,000
2286	林兼産業	100	505.00	50,500
2288	丸大食品	300	1,483.00	444,900
2292	S Foods	300	3,210.00	963,000
2294	柿安本店	100	2,302.00	230,200
2296	伊藤ハム米久ホールディングス	2,100	691.00	1,451,100
2501	サッポロホールディングス	1,100	2,280.00	2,508,000
2502	アサヒグループホールディングス	7,800	4,108.00	32,042,400
2503	キリンホールディングス	12,200	1,755.00	21,411,000
2531	宝ホールディングス	2,200	1,117.00	2,457,400
2533	オエノンホールディングス	900	328.00	295,200
2540	養命酒製造	100	1,770.00	177,000
2579	コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールデ	2,300	1,370.00	3,151,000
2587	サントリー食品インターナショナル	2,200	4,550.00	10,010,000
2590	ダイドーグループホールディングス	200	4,590.00	918,000

2593	伊藤園	1,000	6,140.00	6,140,000	
2594	キーコーヒー	300	2,046.00	613,800	
2597	ユニカフェ	100	982.00	98,200	
2602	日清オイリオグループ	400	2,946.00	1,178,400	
2607	不二製油グループ本社	700	1,947.00	1,362,900	
2613	J-オイルミルズ	300	1,666.00	499,800	
2801	キッコーマン	2,400	8,050.00	19,320,000	
2802	味の素	7,300	3,346.00	24,425,800	
2804	ブルドックソース	100	2,076.00	207,600	
2809	キューピー	1,700	2,420.00	4,114,000	
2810	ハウス食品グループ本社	1,200	2,966.00	3,559,200	
2811	カゴメ	1,300	3,050.00	3,965,000	
2812	焼津水産化学工業	200	907.00	181,400	
2815	アリアケジャパン	300	5,130.00	1,539,000	
2819	エバラ食品工業	100	2,858.00	285,800	
2871	ニチレイ	1,500	2,466.00	3,699,000	
2875	東洋水産	1,600	4,465.00	7,144,000	
2882	イートアンドホールディングス	100	2,015.00	201,500	
2884	ヨシムラ・フード・ホールディングス	200	501.00	100,200	
2897	日清食品ホールディングス	1,300	8,310.00	10,803,000	
2899	永谷園ホールディングス	100	1,961.00	196,100	
2904	一正蒲鉾	100	822.00	82,200	
2908	フジッコ	300	1,977.00	593,100	
2910	ロック・フィールド	400	1,410.00	564,000	
2914	日本たばこ産業	17,800	2,000.00	35,600,000	
2915	ケンコーマヨネーズ	200	1,302.00	260,400	
2918	わらべや日洋ホールディングス	200	1,750.00	350,000	
2922	なとり	200	2,027.00	405,400	
2924	イフジ産業	100	983.00	98,300	
2925	ピクルスコーポレーション	200	1,495.00	299,000	
2929	ファーマフーズ	300	2,094.00	628,200	
2931	ユーグレナ	1,700	762.00	1,295,400	
2933	紀文食品	200	1,026.00	205,200	
4404	ミヨシ油脂	100	1,102.00	110,200	
4526	理研ビタミン	300	1,682.00	504,600	
3001	片倉工業	400	2,250.00	900,000	

3002	グンゼ	200	3,755.00	751,000
3101	東洋紡	1,300	1,074.00	1,396,200
3103	ユニチカ	900	280.00	252,000
3104	富士紡ホールディングス	100	3,345.00	334,500
3106	倉敷紡績	300	1,776.00	532,800
3109	シキボウ	200	884.00	176,800
3201	日本毛織	1,000	847.00	847,000
3202	ダイトウボウ	500	89.00	44,500
3204	トーア紡コーポレーション	100	379.00	37,900
3205	ダイドーリミテッド	400	144.00	57,600
3302	帝国繊維	400	1,733.00	693,200
3401	帝人	3,000	1,304.00	3,912,000
3402	東レ	23,400	586.40	13,721,760
3501	住江織物	100	1,576.00	157,600
3512	日本フェルト	200	452.00	90,400
3529	アツギ	200	589.00	117,800
3551	ダイニック	100	704.00	70,400
3569	セーレン	700	2,012.00	1,408,400
3571	ソトー	100	833.00	83,300
3580	小松マテーレ	500	1,338.00	669,000
3591	ワコールホールディングス	800	1,817.00	1,453,600
3593	ホギメディカル	400	3,200.00	1,280,000
3607	クラウディアホールディングス	100	234.00	23,400
3608	T S Iホールディングス	1,100	324.00	356,400
3611	マツオカコーポレーション	100	1,150.00	115,000
3612	ワールド	400	1,124.00	449,600
8011	三陽商会	200	639.00	127,800
8013	ナイガイ	100	276.00	27,600
8016	オンワードホールディングス	1,900	245.00	465,500
8029	ルックホールディングス	100	1,487.00	148,700
8107	キムラタン	1,800	18.00	32,400
8111	ゴールドウイン	600	5,830.00	3,498,000
8114	デサント	600	2,691.00	1,614,600
8118	キング	200	535.00	107,000
8127	ヤマトインターナショナル	300	271.00	81,300
3708	特種東海製紙	200	3,085.00	617,000

3861	王子ホールディングス	13,500	558.00	7,533,000
3863	日本製紙	1,500	1,051.00	1,576,500
3864	三菱製紙	500	307.00	153,500
3865	北越コーポレーション	2,100	714.00	1,499,400
3877	中越パルプ工業	100	940.00	94,000
3878	巴川製紙所	100	821.00	82,100
3880	大王製紙	1,600	1,586.00	2,537,600
3896	阿波製紙	100	340.00	34,000
3941	レンゴー	3,100	767.00	2,377,700
3946	トーモク	200	1,582.00	316,400
3950	ザ・バック	200	2,568.00	513,600
2930	北の達人コーポレーション	1,200	212.00	254,400
3405	クラレ	4,700	1,009.00	4,742,300
3407	旭化成	21,400	1,005.00	21,507,000
3553	共和レザー	200	638.00	127,600
4004	昭和電工	2,800	2,107.00	5,899,600
4005	住友化学	23,700	526.00	12,466,200
4008	住友精化	100	3,110.00	311,000
4021	日産化学	1,800	6,590.00	11,862,000
4022	ラサ工業	100	1,496.00	149,600
4023	クレハ	300	8,670.00	2,601,000
4025	多木化学	100	4,535.00	453,500
4027	テイカ	200	1,265.00	253,000
4028	石原産業	500	982.00	491,000
4031	片倉コープアグリ	100	1,279.00	127,900
4041	日本曹達	400	3,470.00	1,388,000
4042	東ソー	4,700	1,768.00	8,309,600
4043	トクヤマ	1,000	1,669.00	1,669,000
4044	セントラル硝子	500	2,037.00	1,018,500
4045	東亜合成	1,800	1,067.00	1,920,600
4046	大阪ソーダ	300	2,984.00	895,200
4047	関東電化工業	700	994.00	695,800
4061	デンカ	1,200	3,365.00	4,038,000
4063	信越化学工業	5,500	17,370.00	95,535,000
4064	日本カーバイド工業	100	1,369.00	136,900
4078	堺化学工業	200	1,809.00	361,800

4082	第一稀元素化学工業	300	934.00	280,200
4088	エア・ウォーター	3,100	1,649.00	5,111,900
4091	日本酸素ホールディングス	3,100	2,142.00	6,640,200
4092	日本化学工業	100	2,203.00	220,300
4093	東邦アセチレン	100	1,167.00	116,700
4095	日本パーカライズィング	1,600	931.00	1,489,600
4097	高圧ガス工業	500	666.00	333,000
4099	四国化成工業	400	1,315.00	526,000
4100	戸田工業	100	2,330.00	233,000
4109	ステラ ケミファ	200	2,262.00	452,400
4112	保土谷化学工業	100	3,900.00	390,000
4114	日本触媒	500	5,310.00	2,655,000
4116	大日精化工業	300	2,038.00	611,400
4118	カネカ	800	3,375.00	2,700,000
4182	三菱瓦斯化学	3,000	2,024.00	6,072,000
4183	三井化学	2,900	2,866.00	8,311,400
4185	J S R	3,000	3,305.00	9,915,000
4186	東京応化工業	500	6,590.00	3,295,000
4187	大阪有機化学工業	300	2,671.00	801,300
4188	三菱ケミカルホールディングス	21,600	767.70	16,582,320
4189	KHネオケム	500	2,560.00	1,280,000
4202	ダイセル	4,700	792.00	3,722,400
4203	住友ベークライト	500	4,510.00	2,255,000
4204	積水化学工業	6,800	1,712.00	11,641,600
4205	日本ゼオン	2,900	1,306.00	3,787,400
4206	アイカ工業	900	3,000.00	2,700,000
4208	宇部興産	1,500	1,968.00	2,952,000
4212	積水樹脂	500	1,752.00	876,000
4215	タキロンシーアイ	700	537.00	375,900
4216	旭有機材	200	1,912.00	382,400
4218	ニチバン	200	1,786.00	357,200
4220	リケンテクノス	800	424.00	339,200
4221	大倉工業	200	1,738.00	347,600
4228	積水化成成品工業	400	429.00	171,600
4229	群栄化学工業	100	3,010.00	301,000
4231	タイガースポリマー	200	461.00	92,200

4238	ミライアル	100	1,559.00	155,900	
4245	ダイキアクシス	100	719.00	71,900	
4246	ダイキョーニシカワ	700	510.00	357,000	
4248	竹本容器	100	800.00	80,000	
4249	森六ホールディングス	200	1,826.00	365,200	
4251	恵和	100	3,905.00	390,500	
4272	日本化薬	2,500	1,113.00	2,782,500	
4275	カーリットホールディングス	300	643.00	192,900	
4362	日本精化	300	2,172.00	651,600	
4368	扶桑化学工業	300	3,845.00	1,153,500	
4369	トリケミカル研究所	300	2,160.00	648,000	
4401	ADEKA	1,500	2,451.00	3,676,500	
4403	日油	1,100	4,800.00	5,280,000	
4406	新日本理化	500	231.00	115,500	
4410	ハリマ化成グループ	200	793.00	158,600	
4452	花王	7,300	4,686.00	34,207,800	
4461	第一工業製薬	100	2,624.00	262,400	
4462	石原ケミカル	200	1,279.00	255,800	
4463	日華化学	100	734.00	73,400	
4465	ニイタカ	100	2,372.00	237,200	
4471	三洋化成工業	200	4,830.00	966,000	
4531	有機合成薬品工業	200	257.00	51,400	
4611	大日本塗料	400	801.00	320,400	
4612	日本ペイントホールディングス	12,100	933.00	11,289,300	
4613	関西ペイント	3,400	1,963.00	6,674,200	
4615	神東塗料	300	153.00	45,900	
4617	中国塗料	800	910.00	728,000	
4619	日本特殊塗料	200	813.00	162,600	
4620	藤倉化成	400	449.00	179,600	
4626	太陽ホールディングス	500	2,958.00	1,479,000	
4631	D I C	1,400	2,339.00	3,274,600	
4633	サカタインクス	600	877.00	526,200	
4634	東洋インキSCホールディングス	700	1,827.00	1,278,900	
4636	T&K TOKA	300	865.00	259,500	
4901	富士フイルムホールディングス	5,800	6,847.00	39,712,600	
4911	資生堂	6,100	5,372.00	32,769,200	

4912	ライオン	4,000	1,395.00	5,580,000	
4914	高砂香料工業	200	2,533.00	506,600	
4917	マンダム	700	1,208.00	845,600	
4919	ミルボン	400	5,100.00	2,040,000	
4921	ファンケル	1,300	2,800.00	3,640,000	
4922	コーセー	600	11,150.00	6,690,000	
4923	コタ	200	1,598.00	319,600	
4927	ポーラ・オルビスホールディングス	1,400	1,567.00	2,193,800	
4928	ノエビアホールディングス	300	4,935.00	1,480,500	
4929	アジュバンホールディングス	100	1,116.00	111,600	
4931	新日本製薬	100	1,379.00	137,900	
4951	エステー	200	1,504.00	300,800	
4955	アグロ カネショウ	100	1,197.00	119,700	
4956	コニシ	500	1,520.00	760,000	
4958	長谷川香料	600	2,315.00	1,389,000	
4963	星光PMC	200	581.00	116,200	
4967	小林製薬	900	9,560.00	8,604,000	
4968	荒川化学工業	300	1,103.00	330,900	
4971	メック	200	3,020.00	604,000	
4973	日本高純度化学	100	2,383.00	238,300	
4974	タカラバイオ	900	2,252.00	2,026,800	
4975	JCU	400	3,905.00	1,562,000	
4977	新田ゼラチン	200	663.00	132,600	
4979	OATアグリオ	200	1,003.00	200,600	
4980	デクセリアルズ	900	2,766.00	2,489,400	
4985	アース製薬	300	5,220.00	1,566,000	
4992	北興化学工業	300	877.00	263,100	
4994	大成ラミック	100	2,692.00	269,200	
4996	クミアイ化学工業	1,200	897.00	1,076,400	
4997	日本農薬	600	544.00	326,400	
5142	アキレス	200	1,286.00	257,200	
5208	有沢製作所	500	994.00	497,000	
6988	日東電工	2,000	7,830.00	15,660,000	
7874	レック	400	898.00	359,200	
7888	三光合成	400	325.00	130,000	
7908	きもと	500	211.00	105,500	

7917	藤森工業	300	3,700.00	1,110,000	
7925	前澤化成工業	200	1,279.00	255,800	
7931	未来工業	100	1,506.00	150,600	
7940	ウェーブロックホールディングス	100	686.00	68,600	
7942	J S P	200	1,525.00	305,000	
7947	エフピコ	600	3,055.00	1,833,000	
7958	天馬	300	2,513.00	753,900	
7970	信越ポリマー	600	1,033.00	619,800	
7971	東リ	800	232.00	185,600	
7988	ニフコ	1,100	2,652.00	2,917,200	
7995	バルカー	300	2,527.00	758,100	
8113	ユニ・チャーム	6,400	3,940.00	25,216,000	
9385	ショーエイコーポレーション	100	642.00	64,200	
4151	協和キリン	3,900	2,807.00	10,947,300	
4502	武田薬品工業	25,900	3,429.00	88,811,100	
4503	アステラス製薬	28,600	1,892.50	54,125,500	
4506	大日本住友製薬	2,000	1,188.00	2,376,000	
4507	塩野義製薬	4,100	6,837.00	28,031,700	
4512	わかもと製薬	400	278.00	111,200	
4516	日本新薬	900	7,850.00	7,065,000	
4519	中外製薬	10,300	3,651.00	37,605,300	
4521	科研製薬	500	4,050.00	2,025,000	
4523	エーザイ	3,900	5,609.00	21,875,100	
4527	ロート製薬	1,700	3,675.00	6,247,500	
4528	小野薬品工業	7,600	2,890.00	21,964,000	
4530	久光製薬	900	3,620.00	3,258,000	
4534	持田製薬	400	3,860.00	1,544,000	
4536	参天製薬	6,200	1,246.00	7,725,200	
4538	扶桑薬品工業	100	2,117.00	211,700	
4540	ツムラ	1,000	3,355.00	3,355,000	
4541	日医工	1,000	844.00	844,000	
4547	キッセイ薬品工業	600	2,457.00	1,474,200	
4548	生化学工業	600	886.00	531,600	
4549	栄研化学	600	1,736.00	1,041,600	
4550	日水製薬	100	961.00	96,100	
4551	鳥居薬品	200	2,869.00	573,800	

4552	J C R ファーマ	900	2,057.00	1,851,300	
4553	東和薬品	500	2,848.00	1,424,000	
4554	富士製薬工業	200	967.00	193,400	
4559	ゼリア新薬工業	600	1,994.00	1,196,400	
4568	第一三共	25,900	2,345.50	60,748,450	
4569	キョーリン製薬ホールディングス	700	1,878.00	1,314,600	
4574	大幸薬品	500	525.00	262,500	
4577	ダイト	200	2,776.00	555,200	
4578	大塚ホールディングス	6,900	3,923.00	27,068,700	
4581	大正製薬ホールディングス	800	5,930.00	4,744,000	
4587	ペプチドリーム	1,700	1,730.00	2,941,000	
4886	あすか製薬ホールディングス	400	1,117.00	446,800	
4887	サワイグループホールディングス	700	4,510.00	3,157,000	
3315	日本コークス工業	2,800	154.00	431,200	
5011	ニチレキ	400	1,256.00	502,400	
5013	ユシロ化学工業	200	1,039.00	207,800	
5015	ビーピー・カストロール	100	1,217.00	121,700	
5017	富士石油	900	311.00	279,900	
5018	MORESCO	100	1,098.00	109,800	
5019	出光興産	3,700	3,405.00	12,598,500	
5020	ENEOSホールディングス	49,600	454.30	22,533,280	
5021	コスモエネルギーホールディングス	1,000	2,553.00	2,553,000	
5101	横浜ゴム	1,900	1,515.00	2,878,500	
5105	TOYO TIRE	1,700	1,408.00	2,393,600	
5108	ブリヂストン	9,500	4,299.00	40,840,500	
5110	住友ゴム工業	3,000	1,060.00	3,180,000	
5121	藤倉コンポジット	300	671.00	201,300	
5122	オカモト	200	3,890.00	778,000	
5185	フコク	100	912.00	91,200	
5186	ニッタ	300	2,736.00	820,800	
5191	住友理工	600	568.00	340,800	
5192	三ツ星ベルト	400	2,022.00	808,800	
5195	バンドー化学	500	855.00	427,500	
3110	日東紡績	500	2,755.00	1,377,500	
5201	A G C	3,000	4,630.00	13,890,000	
5202	日本板硝子	1,600	414.00	662,400	

5204	石塚硝子	100	1,988.00	198,800	
5210	日本山村硝子	100	832.00	83,200	
5214	日本電気硝子	1,300	2,643.00	3,435,900	
5218	オハラ	100	1,294.00	129,400	
5232	住友大阪セメント	600	3,375.00	2,025,000	
5233	太平洋セメント	1,900	1,948.00	3,701,200	
5262	日本ヒューム	300	707.00	212,100	
5269	日本コンクリート工業	700	306.00	214,200	
5273	三谷セキサン	200	6,530.00	1,306,000	
5288	アジアパイルホールディングス	500	431.00	215,500	
5301	東海カーボン	2,800	1,033.00	2,892,400	
5302	日本カーボン	200	3,930.00	786,000	
5310	東洋炭素	200	2,829.00	565,800	
5331	ノリタケカンパニーリミテド	200	4,250.00	850,000	
5332	TOTO	2,400	4,465.00	10,716,000	
5333	日本碍子	3,600	1,612.00	5,803,200	
5334	日本特殊陶業	2,500	1,900.00	4,750,000	
5337	ダントーホールディングス	200	224.00	44,800	
5344	MARUWA	100	13,950.00	1,395,000	
5351	品川リフラクトリーズ	100	3,730.00	373,000	
5352	黒崎播磨	100	3,950.00	395,000	
5357	ヨータイ	200	1,245.00	249,000	
5363	東京窯業	400	286.00	114,400	
5367	ニッカトー	100	523.00	52,300	
5384	フジミインコーポレーテッド	300	6,290.00	1,887,000	
5388	クニミネ工業	100	932.00	93,200	
5391	エーアンドエーマテリアル	100	830.00	83,000	
5393	ニチアス	800	2,427.00	1,941,600	
7943	ニチハ	500	2,505.00	1,252,500	
5401	日本製鉄	14,600	2,139.00	31,229,400	
5406	神戸製鋼所	6,100	589.00	3,592,900	
5408	中山製鋼所	500	445.00	222,500	
5410	合同製鐵	200	1,278.00	255,600	
5411	ジェイ エフ イー ホールディングス	8,800	1,709.00	15,039,200	
5423	東京製鐵	1,100	1,125.00	1,237,500	

5440	共英製鋼	400	1,329.00	531,600	
5444	大和工業	600	3,725.00	2,235,000	
5445	東京鐵鋼	100	1,353.00	135,300	
5449	大阪製鐵	200	1,303.00	260,600	
5451	淀川製鋼所	400	2,650.00	1,060,000	
5463	丸一鋼管	1,200	2,766.00	3,319,200	
5464	モリ工業	100	2,572.00	257,200	
5471	大同特殊鋼	500	3,580.00	1,790,000	
5476	日本高周波鋼業	100	339.00	33,900	
5480	日本冶金工業	200	2,777.00	555,400	
5481	山陽特殊製鋼	300	1,852.00	555,600	
5482	愛知製鋼	200	2,467.00	493,400	
5486	日立金属	3,500	1,968.00	6,888,000	
5491	日本金属	100	1,479.00	147,900	
5541	大平洋金属	200	4,025.00	805,000	
5563	新日本電工	2,100	338.00	709,800	
5602	栗本鐵工所	100	1,521.00	152,100	
5632	三菱製鋼	200	1,157.00	231,400	
5658	日亜鋼業	400	265.00	106,000	
5659	日本精線	100	4,260.00	426,000	
5698	エンビプロ・ホールディングス	100	1,553.00	155,300	
6319	シンニッタン	400	226.00	90,400	
7305	新家工業	100	1,666.00	166,600	
5702	大紀アルミニウム工業所	500	1,547.00	773,500	
5703	日本軽金属ホールディングス	800	1,697.00	1,357,600	
5706	三井金属鉱業	900	3,265.00	2,938,500	
5707	東邦亜鉛	200	2,851.00	570,200	
5711	三菱マテリアル	2,200	2,133.00	4,692,600	
5713	住友金属鉱山	4,200	6,000.00	25,200,000	
5714	DOWAホールディングス	900	5,570.00	5,013,000	
5715	古河機械金属	500	1,300.00	650,000	
5721	エス・サイエンス	1,600	35.00	56,000	
5726	大阪チタニウムテクノロジーズ	400	1,390.00	556,000	
5727	東邦チタニウム	600	1,418.00	850,800	
5741	UACJ	500	2,013.00	1,006,500	
5757	CKサンエツ	100	4,065.00	406,500	

5801	古河電気工業	1,000	2,151.00	2,151,000	
5802	住友電気工業	12,200	1,348.50	16,451,700	
5803	フジクラ	3,600	533.00	1,918,800	
5805	昭和電線ホールディングス	300	1,663.00	498,900	
5809	タツタ電線	600	460.00	276,000	
5821	平河ヒューテック	200	1,093.00	218,600	
5851	リョービ	400	950.00	380,000	
5852	アーレスティ	300	374.00	112,200	
5857	アサヒホールディングス	1,300	2,199.00	2,858,700	
3421	稲葉製作所	200	1,291.00	258,200	
3431	宮地エンジニアリンググループ	100	3,570.00	357,000	
3433	トーカロ	800	1,217.00	973,600	
3434	アルファC o	100	993.00	99,300	
3436	SUMCO	5,000	1,788.00	8,940,000	
3443	川田テクノロジーズ	100	3,740.00	374,000	
3445	R S Technologies	100	5,500.00	550,000	
3447	信和	200	804.00	160,800	
5901	東洋製罐グループホールディングス	2,100	1,396.00	2,931,600	
5902	ホッカンホールディングス	200	1,336.00	267,200	
5909	コロナ	200	866.00	173,200	
5911	横河ブリッジホールディングス	600	1,950.00	1,170,000	
5915	駒井ハルテック	100	2,088.00	208,800	
5929	三和ホールディングス	3,100	1,179.00	3,654,900	
5930	文化シャッター	1,000	1,014.00	1,014,000	
5932	三協立山	400	630.00	252,000	
5933	アルインコ	200	859.00	171,800	
5936	東洋シャッター	100	556.00	55,600	
5938	L I X I L	5,100	2,207.00	11,255,700	
5942	日本フィルコン	200	524.00	104,800	
5943	ノーリツ	600	1,452.00	871,200	
5946	長府製作所	300	1,946.00	583,800	
5947	リンナイ	600	8,940.00	5,364,000	
5951	ダイニチ工業	200	661.00	132,200	
5957	日東精工	400	460.00	184,000	
5959	岡部	600	679.00	407,400	
5970	ジーテクト	400	1,275.00	510,000	

5975	東プレ	600	1,060.00	636,000	
5976	高周波熱錬	600	571.00	342,600	
5981	東京製綱	200	859.00	171,800	
5985	サンコール	300	463.00	138,900	
5986	モリテック スチール	300	297.00	89,100	
5988	パイオラックス	500	1,599.00	799,500	
5989	エイチワン	300	586.00	175,800	
5991	日本発條	3,000	818.00	2,454,000	
5992	中央発條	200	713.00	142,600	
7989	立川ブラインド工業	100	1,068.00	106,800	
8155	三益半導体工業	300	2,146.00	643,800	
1909	日本ドライケミカル	100	1,665.00	166,500	
5631	日本製鋼所	1,000	3,415.00	3,415,000	
6005	三浦工業	1,400	2,966.00	4,152,400	
6013	タクマ	1,100	1,416.00	1,557,600	
6101	ツガミ	700	1,224.00	856,800	
6103	オークマ	400	4,690.00	1,876,000	
6104	芝浦機械	400	3,035.00	1,214,000	
6113	アマダ	5,100	965.00	4,921,500	
6118	アイダエンジニアリング	900	981.00	882,900	
6121	滝澤鉄工所	100	1,204.00	120,400	
6134	F U J I	1,500	2,138.00	3,207,000	
6135	牧野フライス製作所	400	3,750.00	1,500,000	
6136	オーエスジー	1,500	1,851.00	2,776,500	
6140	旭ダイヤモンド工業	900	563.00	506,700	
6141	DMG森精機	1,900	1,478.00	2,808,200	
6143	ソディック	700	747.00	522,900	
6146	ディスコ	500	29,180.00	14,590,000	
6151	日東工器	200	1,581.00	316,200	
6157	日進工具	300	1,537.00	461,100	
6165	パンチ工業	300	462.00	138,600	
6167	富士ダイス	200	623.00	124,600	
6203	豊和工業	200	834.00	166,800	
6205	OKK	100	810.00	81,000	
6208	石川製作所	100	1,567.00	156,700	
6210	東洋機械金属	200	610.00	122,000	

6217	津田駒工業	100	527.00	52,700	
6218	エンシュウ	100	673.00	67,300	
6222	島精機製作所	500	1,658.00	829,000	
6235	オプトラン	400	1,868.00	747,200	
6236	NCホールディングス	100	2,134.00	213,400	
6237	イワキポンプ	200	1,020.00	204,000	
6238	フリー	300	1,031.00	309,300	
6240	ヤマシンフィルタ	700	313.00	219,100	
6247	日阪製作所	400	765.00	306,000	
6250	やまびこ	600	1,301.00	780,600	
6254	野村マイクロ・サイエンス	100	3,520.00	352,000	
6258	平田機工	200	4,875.00	975,000	
6262	ペガサスミシン製造	300	534.00	160,200	
6264	マルマエ	100	2,378.00	237,800	
6266	タツモ	200	1,525.00	305,000	
6268	ナブテスコ	1,900	2,786.00	5,293,400	
6269	三井海洋開発	300	1,202.00	360,600	
6272	レオン自動機	300	866.00	259,800	
6273	SMC	1,000	62,720.00	62,720,000	
6277	ホソカワミクロン	200	2,362.00	472,400	
6278	ユニオンツール	100	3,675.00	367,500	
6282	オイレス工業	500	1,535.00	767,500	
6284	日精エー・エス・ビー機械	100	3,070.00	307,000	
6287	サトーホールディングス	400	1,719.00	687,600	
6289	技研製作所	300	3,235.00	970,500	
6291	日本エアータック	100	1,008.00	100,800	
6292	カワタ	100	990.00	99,000	
6293	日精樹脂工業	200	995.00	199,000	
6294	オカダアイヨン	100	1,395.00	139,500	
6298	ワイエイシイホールディングス	100	1,089.00	108,900	
6301	小松製作所	15,000	2,789.00	41,835,000	
6302	住友重機械工業	1,900	2,779.00	5,280,100	
6305	日立建機	1,300	2,905.00	3,776,500	
6306	日工	500	617.00	308,500	
6309	巴工業	100	2,315.00	231,500	
6310	井関農機	300	1,175.00	352,500	

6315	TOWA	300	2,143.00	642,900	
6316	丸山製作所	100	1,474.00	147,400	
6317	北川鉄工所	100	1,306.00	130,600	
6323	ローツェ	200	9,660.00	1,932,000	
6325	タカキタ	100	612.00	61,200	
6326	クボタ	16,000	2,056.00	32,896,000	
6328	荏原実業	200	2,347.00	469,400	
6331	三菱化工機	100	1,972.00	197,200	
6332	月島機械	600	1,048.00	628,800	
6333	帝国電機製作所	200	1,314.00	262,800	
6335	東京機械製作所	100	737.00	73,700	
6339	新東工業	700	676.00	473,200	
6340	澁谷工業	300	2,370.00	711,000	
6345	アイチ コーポレーション	500	883.00	441,500	
6349	小森コーポレーション	800	735.00	588,000	
6351	鶴見製作所	300	1,862.00	558,600	
6356	日本ギア工業	100	282.00	28,200	
6358	酒井重工業	100	3,100.00	310,000	
6361	荏原製作所	1,300	6,160.00	8,008,000	
6363	西島製作所	300	936.00	280,800	
6364	北越工業	300	856.00	256,800	
6367	ダイキン工業	4,200	20,420.00	85,764,000	
6368	オルガノ	100	8,610.00	861,000	
6369	トーヨーカネツ	100	2,540.00	254,000	
6370	栗田工業	1,800	4,300.00	7,740,000	
6371	椿本チエイン	400	3,140.00	1,256,000	
6373	大同工業	100	872.00	87,200	
6378	木村化工機	300	884.00	265,200	
6381	アネスト岩田	500	817.00	408,500	
6383	ダイフク	1,800	7,630.00	13,734,000	
6387	サムコ	100	2,069.00	206,900	
6390	加藤製作所	200	790.00	158,000	
6393	油研工業	100	1,719.00	171,900	
6395	タダノ	1,700	948.00	1,611,600	
6406	フジテック	1,200	2,837.00	3,404,400	
6407	CKD	1,000	1,742.00	1,742,000	

6409	キトー	300	1,708.00	512,400	
6412	平和	900	1,891.00	1,701,900	
6413	理想科学工業	300	2,069.00	620,700	
6417	SANKYO	700	3,220.00	2,254,000	
6418	日本金銭機械	300	628.00	188,400	
6419	マースグループホールディングス	200	1,562.00	312,400	
6420	フクシマガリレイ	200	3,830.00	766,000	
6428	オーイズミ	100	387.00	38,700	
6430	ダイコク電機	200	1,205.00	241,000	
6432	竹内製作所	500	2,521.00	1,260,500	
6436	アマノ	900	2,080.00	1,872,000	
6440	JUKI	500	654.00	327,000	
6444	サンデン	500	170.00	85,000	
6445	ジャノメ	300	731.00	219,300	
6454	マックス	400	1,658.00	663,200	
6457	グローリー	800	2,010.00	1,608,000	
6458	新晃工業	300	1,608.00	482,400	
6459	大和冷機工業	500	1,048.00	524,000	
6460	セガサミーホールディングス	3,300	2,140.00	7,062,000	
6461	日本ピストンリング	100	1,296.00	129,600	
6462	リケン	100	2,367.00	236,700	
6463	T P R	400	1,238.00	495,200	
6464	ツバキ・ナカシマ	700	881.00	616,700	
6465	ホシザキ	1,000	8,180.00	8,180,000	
6470	大豊工業	300	633.00	189,900	
6471	日本精工	6,200	680.00	4,216,000	
6472	N T N	7,100	192.00	1,363,200	
6473	ジェイテクト	3,200	888.00	2,841,600	
6474	不二越	300	3,965.00	1,189,500	
6480	日本トムソン	900	503.00	452,700	
6481	T H K	1,900	2,420.00	4,598,000	
6482	ユーシン精機	300	645.00	193,500	
6485	前澤給装工業	200	959.00	191,800	
6486	イーグル工業	400	948.00	379,200	
6489	前澤工業	200	649.00	129,800	
6490	日本ピラー工業	300	2,578.00	773,400	

6498	キット	1,100	693.00	762,300	
6586	マキタ	4,000	3,595.00	14,380,000	
7003	三井E&Sホールディングス	1,200	347.00	416,400	
7004	日立造船	2,800	709.00	1,985,200	
7011	三菱重工業	5,200	3,652.00	18,990,400	
7013	I H I	2,100	2,734.00	5,741,400	
7022	サノヤスホールディングス	400	126.00	50,400	
7718	スター精密	500	1,397.00	698,500	
3105	日清紡ホールディングス	2,000	998.00	1,996,000	
4062	イビデン	1,700	5,150.00	8,755,000	
4902	コニカミノルタ	7,200	487.00	3,506,400	
6448	ブラザー工業	4,000	2,107.00	8,428,000	
6479	ミネベアミツミ	5,700	2,263.00	12,899,100	
6501	日立製作所	15,900	5,181.00	82,377,900	
6502	東芝	5,800	4,394.00	25,485,200	
6503	三菱電機	33,000	1,317.50	43,477,500	
6504	富士電機	2,000	5,640.00	11,280,000	
6505	東洋電機製造	100	956.00	95,600	
6506	安川電機	3,600	4,310.00	15,516,000	
6507	シンフォニアテクノロジー	400	1,273.00	509,200	
6508	明電舎	600	2,270.00	1,362,000	
6513	オリジン	100	1,190.00	119,000	
6516	山洋電気	100	4,505.00	450,500	
6517	デンヨー	300	1,636.00	490,800	
6523	PHCホールディングス	400	1,544.00	617,600	
6588	東芝テック	400	4,690.00	1,876,000	
6590	芝浦メカトロニクス	100	7,420.00	742,000	
6592	マブチモーター	800	3,600.00	2,880,000	
6594	日本電産	8,500	8,702.00	73,967,000	
6615	ユー・エム・シー・エレクトロニクス	100	370.00	37,000	
6616	トレックス・セミコンダクター	200	2,392.00	478,400	
6617	東光高岳	200	1,398.00	279,600	
6619	ダブル・スコープ	900	715.00	643,500	
6622	ダイヘン	400	4,105.00	1,642,000	
6630	ヤーマン	500	1,047.00	523,500	
6632	JVCケンウッド	2,700	171.00	461,700	

6638	ミマキエンジニアリング	300	640.00	192,000
6640	I P E X	200	1,286.00	257,200
6641	日新電機	800	1,308.00	1,046,400
6644	大崎電気工業	600	482.00	289,200
6645	オムロン	2,700	7,483.00	20,204,100
6651	日東工業	400	1,527.00	610,800
6652	I D E C	400	2,499.00	999,600
6653	正興電機製作所	100	1,147.00	114,700
6654	不二電機工業	100	1,081.00	108,100
6674	ジーエス・ユアサ コーポレーション	1,100	2,231.00	2,454,100
6675	サクサホールディングス	100	1,418.00	141,800
6676	メルコホールディングス	100	3,720.00	372,000
6678	テクノメディカ	100	1,536.00	153,600
6699	ダイヤモンドエレクトリックホールディング	100	1,012.00	101,200
6701	日本電気	4,200	4,875.00	20,475,000
6702	富士通	3,000	16,670.00	50,010,000
6703	沖電気工業	1,300	843.00	1,095,900
6704	岩崎通信機	100	827.00	82,700
6706	電気興業	200	2,355.00	471,000
6707	サンケン電気	300	4,455.00	1,336,500
6715	ナカヨ	100	1,116.00	111,600
6718	アイホン	200	2,037.00	407,400
6723	ルネサスエレクトロニクス	17,900	1,217.00	21,784,300
6724	セイコーエプソン	4,100	1,730.00	7,093,000
6727	ワコム	2,600	826.00	2,147,600
6728	アルバック	700	5,370.00	3,759,000
6730	アクセル	100	1,012.00	101,200
6737	E I Z O	300	3,530.00	1,059,000
6740	ジャパンディスプレイ	11,300	40.00	452,000
6741	日本信号	800	846.00	676,800
6742	京三製作所	700	415.00	290,500
6744	能美防災	400	1,933.00	773,200
6745	ホーチキ	200	1,225.00	245,000
6748	星和電機	100	502.00	50,200
6750	エレコム	800	1,501.00	1,200,800

6752	パナソニック	35,200	1,104.00	38,860,800	
6753	シャープ	3,800	1,066.00	4,050,800	
6754	アンリツ	2,100	1,530.00	3,213,000	
6755	富士通ゼネラル	900	2,203.00	1,982,700	
6758	ソニーグループ	20,700	11,380.00	235,566,000	
6762	T D K	4,800	3,710.00	17,808,000	
6763	帝国通信工業	100	1,370.00	137,000	
6768	タムラ製作所	1,300	548.00	712,400	
6770	アルプスアルパイン	2,900	1,058.00	3,068,200	
6771	池上通信機	100	603.00	60,300	
6779	日本電波工業	300	1,084.00	325,200	
6785	鈴木	200	744.00	148,800	
6787	メイコー	300	3,125.00	937,500	
6788	日本トリム	100	2,492.00	249,200	
6789	ローランド ディー. ジー.	200	3,005.00	601,000	
6794	フォスター電機	300	659.00	197,700	
6798	SMK	100	2,194.00	219,400	
6800	ヨコオ	200	2,280.00	456,000	
6803	ティアック	500	113.00	56,500	
6804	ホシデン	800	1,138.00	910,400	
6806	ヒロセ電機	500	16,450.00	8,225,000	
6807	日本航空電子工業	800	1,756.00	1,404,800	
6809	T O A	400	694.00	277,600	
6810	マクセル	700	1,120.00	784,000	
6814	古野電気	400	1,031.00	412,400	
6815	ユニデンホールディングス	100	3,630.00	363,000	
6817	スミダコーポレーション	300	813.00	243,900	
6820	アイコム	100	2,422.00	242,200	
6823	リオン	100	2,214.00	221,400	
6826	本多通信工業	300	454.00	136,200	
6841	横河電機	3,300	2,060.00	6,798,000	
6844	新電元工業	100	2,759.00	275,900	
6845	アズビル	1,900	4,095.00	7,780,500	
6848	東亜ディーケーケー	200	860.00	172,000	
6849	日本光電工業	1,400	2,958.00	4,141,200	
6850	チノー	100	1,607.00	160,700	

6853	共和電業	300	358.00	107,400	
6855	日本電子材料	200	1,791.00	358,200	
6856	堀場製作所	600	6,240.00	3,744,000	
6857	アドバンテスト	2,500	8,330.00	20,825,000	
6858	小野測器	100	485.00	48,500	
6859	エスベック	300	1,868.00	560,400	
6861	キーエンス	3,000	51,050.00	153,150,000	
6866	日置電機	200	6,310.00	1,262,000	
6869	シスメックス	2,800	8,054.00	22,551,200	
6871	日本マイクロニクス	600	1,486.00	891,600	
6875	メガチップス	300	3,305.00	991,500	
6877	OBARA GROUP	100	2,941.00	294,100	
6904	原田工業	200	1,063.00	212,600	
6905	コーセル	400	782.00	312,800	
6908	イリソ電子工業	300	3,280.00	984,000	
6914	オプテックスグループ	500	1,555.00	777,500	
6915	千代田インテグレ	100	2,008.00	200,800	
6916	アイ・オー・データ機器	100	1,298.00	129,800	
6920	レーザーテック	1,400	16,660.00	23,324,000	
6923	スタンレー電気	2,300	2,244.00	5,161,200	
6924	岩崎電気	100	2,303.00	230,300	
6925	ウシオ電機	1,700	1,774.00	3,015,800	
6926	岡谷電機産業	200	286.00	57,200	
6927	ヘリオス テクノ ホールディング	300	289.00	86,700	
6928	エノモト	100	1,407.00	140,700	
6929	日本セラミック	300	2,332.00	699,600	
6932	遠藤照明	200	933.00	186,600	
6937	古河電池	200	1,165.00	233,000	
6938	双信電機	200	553.00	110,600	
6941	山一電機	200	1,721.00	344,200	
6947	図研	200	2,882.00	576,400	
6951	日本電子	700	5,710.00	3,997,000	
6952	カシオ計算機	2,400	1,301.00	3,122,400	
6954	ファナック	2,900	19,305.00	55,984,500	
6958	日本シイエムケイ	600	584.00	350,400	
6961	エンプラス	100	2,469.00	246,900	

6962	大真空	400	965.00	386,000	
6963	ローム	1,500	8,460.00	12,690,000	
6965	浜松ホトニクス	2,400	5,490.00	13,176,000	
6966	三井ハイテック	300	7,000.00	2,100,000	
6967	新光電気工業	1,000	4,725.00	4,725,000	
6971	京セラ	4,600	6,355.00	29,233,000	
6976	太陽誘電	1,600	4,745.00	7,592,000	
6981	村田製作所	9,700	7,300.00	70,810,000	
6986	双葉電子工業	600	626.00	375,600	
6989	北陸電気工業	100	1,182.00	118,200	
6996	ニチコン	1,000	1,076.00	1,076,000	
6997	日本ケミコン	300	1,558.00	467,400	
6999	K O A	500	1,272.00	636,000	
7244	市光工業	400	355.00	142,000	
7276	小糸製作所	1,800	4,650.00	8,370,000	
7280	ミツバ	600	332.00	199,200	
7735	S C R E E Nホールディングス	600	10,370.00	6,222,000	
7739	キヤノン電子	300	1,501.00	450,300	
7751	キヤノン	16,400	2,763.50	45,321,400	
7752	リコー	9,200	975.00	8,970,000	
7965	象印マホービン	900	1,402.00	1,261,800	
8035	東京エレクトロン	2,100	53,470.00	112,287,000	
3116	トヨタ紡織	1,300	1,816.00	2,360,800	
3526	芦森工業	100	924.00	92,400	
5949	ユニプレス	500	613.00	306,500	
6201	豊田自動織機	2,700	7,750.00	20,925,000	
6455	モリタホールディングス	500	1,186.00	593,000	
6584	三櫻工業	500	638.00	319,000	
6902	デンソー	7,300	6,806.00	49,683,800	
6995	東海理化電機製作所	900	1,394.00	1,254,600	
7012	川崎重工業	2,400	2,077.00	4,984,800	
7014	名村造船所	1,000	290.00	290,000	
7102	日本車輛製造	100	2,086.00	208,600	
7105	三菱ロジスネクスト	400	815.00	326,000	
7201	日産自動車	38,900	464.80	18,080,720	
7202	いすゞ自動車	10,400	1,501.00	15,610,400	

7203	トヨタ自動車	167,100	1,914.00	319,829,400
7205	日野自動車	4,100	688.00	2,820,800
7211	三菱自動車工業	12,200	272.00	3,318,400
7212	エフテック	200	494.00	98,800
7213	レシップホールディングス	100	533.00	53,300
7214	GMB	100	732.00	73,200
7215	ファルテック	100	646.00	64,600
7220	武蔵精密工業	700	1,404.00	982,800
7222	日産車体	500	556.00	278,000
7224	新明和工業	900	910.00	819,000
7226	極東開発工業	600	1,366.00	819,600
7231	トピー工業	300	1,021.00	306,300
7236	ティラド	100	2,280.00	228,000
7238	曙ブレーキ工業	1,800	151.00	271,800
7239	タチエス	600	953.00	571,800
7240	NOK	1,600	1,078.00	1,724,800
7241	フタバ産業	800	314.00	251,200
7242	KYB	300	2,763.00	828,900
7245	大同メタル工業	600	571.00	342,600
7246	プレス工業	1,600	357.00	571,200
7247	ミクニ	400	340.00	136,000
7250	太平洋工業	700	861.00	602,700
7256	河西工業	400	261.00	104,400
7259	アイシン	2,400	3,760.00	9,024,000
7261	マツダ	10,400	794.00	8,257,600
7266	今仙電機製作所	200	576.00	115,200
7267	本田技研工業	26,000	3,148.00	81,848,000
7269	スズキ	7,500	3,786.00	28,395,000
7270	SUBARU	9,500	1,763.50	16,753,250
7271	安永	200	785.00	157,000
7272	ヤマハ発動機	4,300	2,312.00	9,941,600
7277	TBK	400	371.00	148,400
7278	エクセディ	500	1,533.00	766,500
7282	豊田合成	1,100	1,847.00	2,031,700
7283	愛三工業	500	660.00	330,000
7291	日本プラスト	300	490.00	147,000

7294	ヨロズ	300	834.00	250,200	
7296	エフ・シー・シー	500	1,276.00	638,000	
7309	シマノ	1,300	25,400.00	33,020,000	
7313	テイ・エス テック	1,400	1,343.00	1,880,200	
7408	ジャムコ	200	721.00	144,200	
4543	テルモ	9,300	3,514.00	32,680,200	
5187	クリエートメディック	100	956.00	95,600	
6376	日機装	1,000	734.00	734,000	
7600	日本エム・ディ・エム	200	1,548.00	309,600	
7701	島津製作所	4,200	3,715.00	15,603,000	
7702	JMS	300	586.00	175,800	
7709	クボテック	100	251.00	25,100	
7715	長野計器	200	1,217.00	243,400	
7717	ブイ・テクノロジー	100	3,080.00	308,000	
7721	東京計器	200	1,174.00	234,800	
7723	愛知時計電機	100	1,584.00	158,400	
7725	インターアクション	200	1,831.00	366,200	
7727	オーバル	300	291.00	87,300	
7729	東京精密	600	4,580.00	2,748,000	
7730	マニー	1,300	1,368.00	1,778,400	
7731	ニコン	5,000	1,213.00	6,065,000	
7732	トプコン	1,600	1,291.00	2,065,600	
7733	オリンパス	17,300	2,044.50	35,369,850	
7734	理研計器	300	4,860.00	1,458,000	
7740	タムロン	300	2,211.00	663,300	
7741	HOYA	6,400	12,930.00	82,752,000	
7743	シード	200	493.00	98,600	
7744	ノーリツ鋼機	300	1,995.00	598,500	
7745	エー・アンド・デイ	300	747.00	224,100	
7747	朝日インテック	3,600	2,105.00	7,578,000	
7762	シチズン時計	3,900	483.00	1,883,700	
7769	リズム	100	1,364.00	136,400	
7775	大研医器	300	502.00	150,600	
7780	メニコン	1,100	2,694.00	2,963,400	
7979	松風	100	1,556.00	155,600	
8050	セイコーホールディングス	500	2,113.00	1,056,500	

8086	ニプロ	2,500	1,022.00	2,555,000
7811	中本ボックス	100	1,515.00	151,500
7816	スノーピーク	400	2,601.00	1,040,400
7817	パラマウントベッドホールディングス	600	1,970.00	1,182,000
7818	トランザクション	200	913.00	182,600
7819	粧美堂	100	400.00	40,000
7820	ニホンフラッシュ	300	1,013.00	303,900
7821	前田工織	400	3,045.00	1,218,000
7822	永大産業	400	283.00	113,200
7823	アートネイチャー	300	719.00	215,700
7832	バンダイナムコホールディングス	3,000	8,812.00	26,436,000
7833	アイフィスジャパン	100	658.00	65,800
7838	共立印刷	600	144.00	86,400
7839	SHOEI	300	3,805.00	1,141,500
7840	フランスベッドホールディングス	400	901.00	360,400
7846	パイロットコーポレーション	600	5,020.00	3,012,000
7856	萩原工業	200	1,118.00	223,600
7864	フジシールインターナショナル	800	1,563.00	1,250,400
7867	タカラトミー	1,400	1,200.00	1,680,000
7868	広済堂ホールディングス	200	819.00	163,800
7872	エステールホールディングス	100	655.00	65,500
7885	タカノ	100	715.00	71,500
7893	プロネクス	300	1,043.00	312,900
7897	ホクシン	200	179.00	35,800
7898	ウッドワン	100	1,048.00	104,800
7905	大建工業	200	2,169.00	433,800
7911	凸版印刷	5,000	2,216.00	11,080,000
7912	大日本印刷	3,900	2,960.00	11,544,000
7914	共同印刷	100	2,798.00	279,800
7915	NISSHA	700	1,267.00	886,900
7921	TAKARA & COMPANY	200	1,846.00	369,200
7936	アシックス	2,900	2,133.00	6,185,700
7937	ツツミ	100	1,850.00	185,000
7944	ローランド	200	3,905.00	781,000
7949	小松ウオール工業	100	1,841.00	184,100
7951	ヤマハ	1,900	4,900.00	9,310,000

7952	河合楽器製作所	100	2,950.00	295,000
7955	クリナップ	300	524.00	157,200
7956	ビジョン	2,000	1,989.00	3,978,000
7962	キングジム	300	901.00	270,300
7966	リンテック	700	2,346.00	1,642,200
7972	イトーキ	600	343.00	205,800
7974	任天堂	1,900	58,210.00	110,599,000
7976	三菱鉛筆	500	1,265.00	632,500
7981	タカラスタンダード	700	1,320.00	924,000
7984	コクヨ	1,600	1,587.00	2,539,200
7987	ナカバヤシ	300	500.00	150,000
7990	グローブライド	300	2,528.00	758,400
7994	オカムラ	1,100	1,169.00	1,285,900
8022	美津濃	300	2,166.00	649,800
9501	東京電力ホールディングス	24,700	325.00	8,027,500
9502	中部電力	10,100	1,149.00	11,604,900
9503	関西電力	12,500	1,129.00	14,112,500
9504	中国電力	5,200	857.00	4,456,400
9505	北陸電力	3,000	538.00	1,614,000
9506	東北電力	7,700	708.00	5,451,600
9507	四国電力	3,000	778.00	2,334,000
9508	九州電力	6,800	827.00	5,623,600
9509	北海道電力	2,900	463.00	1,342,700
9511	沖縄電力	700	1,398.00	978,600
9513	電源開発	2,800	1,836.00	5,140,800
9514	エフオン	200	510.00	102,000
9517	イーレックス	500	1,773.00	886,500
9519	レノバ	600	1,466.00	879,600
9531	東京瓦斯	6,300	2,276.00	14,338,800
9532	大阪瓦斯	6,000	2,105.00	12,630,000
9533	東邦瓦斯	1,500	2,552.00	3,828,000
9534	北海道瓦斯	200	1,494.00	298,800
9535	広島ガス	600	335.00	201,000
9536	西部ガスホールディングス	400	2,005.00	802,000
9543	静岡ガス	900	827.00	744,300
9551	メタウォーター	300	1,996.00	598,800

2384	SBSホールディングス	200	3,335.00	667,000	
9001	東武鉄道	3,200	2,917.00	9,334,400	
9003	相鉄ホールディングス	1,100	2,286.00	2,514,600	
9005	東急	8,300	1,620.00	13,446,000	
9006	京浜急行電鉄	4,200	1,232.00	5,174,400	
9007	小田急電鉄	4,900	1,959.00	9,599,100	
9008	京王電鉄	1,700	4,705.00	7,998,500	
9009	京成電鉄	2,300	3,320.00	7,636,000	
9010	富士急行	400	3,860.00	1,544,000	
9014	新京成電鉄	100	2,015.00	201,500	
9020	東日本旅客鉄道	5,800	6,766.00	39,242,800	
9021	西日本旅客鉄道	4,000	5,060.00	20,240,000	
9022	東海旅客鉄道	2,700	15,720.00	42,444,000	
9024	西武ホールディングス	4,300	1,275.00	5,482,500	
9025	鴻池運輸	500	1,167.00	583,500	
9031	西日本鉄道	900	2,533.00	2,279,700	
9037	ハマキョウレックス	200	2,790.00	558,000	
9039	サカイ引越センター	200	3,940.00	788,000	
9041	近鉄グループホールディングス	3,100	3,475.00	10,772,500	
9042	阪急阪神ホールディングス	3,900	3,520.00	13,728,000	
9044	南海電気鉄道	1,400	2,375.00	3,325,000	
9045	京阪ホールディングス	1,400	2,864.00	4,009,600	
9046	神戸電鉄	100	3,350.00	335,000	
9048	名古屋鉄道	2,600	2,089.00	5,431,400	
9052	山陽電気鉄道	200	2,073.00	414,600	
9055	アルプス物流	200	1,063.00	212,600	
9064	ヤマトホールディングス	4,400	2,206.00	9,706,400	
9065	山九	800	3,955.00	3,164,000	
9067	丸運	200	241.00	48,200	
9068	丸全昭和運輸	300	3,050.00	915,000	
9069	センコーグループホールディングス	1,600	928.00	1,484,800	
9070	トナミホールディングス	100	3,570.00	357,000	
9072	ニッコンホールディングス	1,000	2,174.00	2,174,000	
9075	福山通運	500	3,765.00	1,882,500	
9076	セイノーホールディングス	2,100	1,147.00	2,408,700	
9078	エスライン	100	921.00	92,100	

9081	神奈川中央交通	100	3,455.00	345,500
9086	日立物流	600	6,350.00	3,810,000
9090	丸和運輸機関	700	976.00	683,200
9099	C&Fロジホールディングス	300	1,167.00	350,100
9142	九州旅客鉄道	2,400	2,607.00	6,256,800
9143	S Gホールディングス	5,900	2,135.00	12,596,500
9147	NIPPON EXPRESSホール ディン	1,100	8,060.00	8,866,000
9101	日本郵船	2,600	12,000.00	31,200,000
9104	商船三井	1,700	11,570.00	19,669,000
9107	川崎汽船	1,000	9,260.00	9,260,000
9110	N Sユナイテッド海運	200	4,315.00	863,000
9115	明治海運	400	939.00	375,600
9119	飯野海運	1,400	831.00	1,163,400
9130	共栄タンカー	100	1,060.00	106,000
9308	乾汽船	200	2,342.00	468,400
9201	日本航空	7,200	2,071.00	14,911,200
9202	A N Aホールディングス	7,900	2,401.00	18,967,900
9232	パスコ	100	1,323.00	132,300
9058	トランコム	100	6,930.00	693,000
9066	日新	200	1,588.00	317,600
9301	三菱倉庫	1,000	2,845.00	2,845,000
9302	三井倉庫ホールディングス	300	2,291.00	687,300
9303	住友倉庫	1,100	2,342.00	2,576,200
9304	澁澤倉庫	200	2,185.00	437,000
9306	東陽倉庫	500	305.00	152,500
9310	日本トランスシティ	700	598.00	418,600
9312	ケイヒン	100	1,334.00	133,400
9319	中央倉庫	200	957.00	191,400
9322	川西倉庫	100	1,148.00	114,800
9324	安田倉庫	300	953.00	285,900
9325	ファイズホールディングス	100	648.00	64,800
9351	東洋埠頭	100	1,450.00	145,000
9364	上組	1,700	2,204.00	3,746,800
9366	サンリツ	100	815.00	81,500
9368	キムラユニティー	100	1,320.00	132,000

9369	キューソー流通システム	200	922.00	184,400
9375	近鉄エクスプレス	600	3,245.00	1,947,000
9380	東海運	200	306.00	61,200
9381	エーアイティー	200	1,370.00	274,000
9384	内外トランスライン	100	1,841.00	184,100
9386	日本コンセプト	100	1,383.00	138,300
1973	N E C ネットズエスアイ	1,100	1,691.00	1,860,100
2307	クロスキャット	100	2,166.00	216,600
2317	システナ	4,600	420.00	1,932,000
2326	デジタルアーツ	200	6,720.00	1,344,000
2327	日鉄ソリューションズ	500	3,445.00	1,722,500
2335	キューブシステム	200	880.00	176,000
2359	コア	100	1,505.00	150,500
3031	ラクーンホールディングス	300	1,031.00	309,300
3040	ソリトンシステムズ	200	1,507.00	301,400
3371	ソフトクリエイトホールディングス	100	4,295.00	429,500
3626	T I S	3,100	2,633.00	8,162,300
3627	J N S ホールディングス	100	418.00	41,800
3632	グリー	1,500	863.00	1,294,500
3635	コーエーテクモホールディングス	1,000	3,900.00	3,900,000
3636	三菱総合研究所	100	3,760.00	376,000
3639	ボルテージ	100	339.00	33,900
3648	A G S	200	769.00	153,800
3649	ファインデックス	300	657.00	197,100
3655	ブレインパッド	300	1,188.00	356,400
3656	K L a b	600	377.00	226,200
3657	ポールトゥウィン・ピットクルーホールディング	500	1,066.00	533,000
3659	ネクソン	7,300	2,659.00	19,410,700
3660	アイスタイル	800	174.00	139,200
3661	エムアップホールディングス	400	836.00	334,400
3662	エイチーム	200	642.00	128,400
3665	エニグモ	300	611.00	183,300
3666	テクノスジャパン	300	430.00	129,000
3667	e n i s h	200	288.00	57,600
3668	コロブラ	1,100	622.00	684,200

3672	オルトプラス	200	311.00	62,200	
3673	ブロードリーフ	1,600	351.00	561,600	
3675	クロス・マーケティンググループ	100	839.00	83,900	
3676	デジタルハーツホールディングス	100	1,553.00	155,300	
3677	システム情報	200	890.00	178,000	
3678	メディアドゥ	100	2,254.00	225,400	
3679	じげん	900	278.00	250,200	
3681	ブイキューブ	300	814.00	244,200	
3682	エンカレッジ・テクノロジー	100	537.00	53,700	
3683	サイバーリンクス	100	904.00	90,400	
3686	ディー・エル・イー	200	237.00	47,400	
3687	フィックスターズ	300	707.00	212,100	
3688	CARTA HOLDINGS	100	2,115.00	211,500	
3694	オプティム	200	839.00	167,800	
3696	セレス	100	1,306.00	130,600	
3697	SHIFT	200	19,430.00	3,886,000	
3738	ティーガイア	300	1,669.00	500,700	
3762	テクマトリックス	500	1,811.00	905,500	
3763	プロシップ	100	1,420.00	142,000	
3765	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	800	2,557.00	2,045,600	
3769	GMOペイメントゲートウェイ	600	10,760.00	6,456,000	
3770	ザッパラス	100	464.00	46,400	
3771	システムリサーチ	100	1,756.00	175,600	
3774	インターネットイニシアティブ	900	3,475.00	3,127,500	
3778	さくらインターネット	300	521.00	156,300	
3784	ヴィンクス	100	992.00	99,200	
3788	GMOグローバルサイン・ホールディングス	100	4,545.00	454,500	
3817	SRAホールディングス	200	2,771.00	554,200	
3826	システムインテグレータ	100	495.00	49,500	
3834	朝日ネット	300	579.00	173,700	
3835	eBASE	400	545.00	218,000	
3836	アバント	300	1,145.00	343,500	
3837	アドソル日進	100	1,587.00	158,700	
3839	ODKソリューションズ	100	534.00	53,400	
3843	フリービット	200	835.00	167,000	

3844	コムチュア	400	2,975.00	1,190,000
3853	アステリア	200	753.00	150,600
3854	アイル	200	1,275.00	255,000
3901	マークライNZ	200	2,339.00	467,800
3902	メディカル・データ・ビジョン	400	1,049.00	419,600
3903	g u m i	400	516.00	206,400
3909	ショーケース	100	434.00	43,400
3912	モバイルファクトリー	100	931.00	93,100
3915	テラスカイ	100	1,411.00	141,100
3916	デジタル・インフォメーション・テクノロジー	100	1,180.00	118,000
3918	P C I ホールディングス	100	988.00	98,800
3919	パイブドHD	100	2,653.00	265,300
3920	アイビーシー	100	539.00	53,900
3921	ネオジャパン	100	1,094.00	109,400
3922	P R T I M E S	100	2,676.00	267,600
3923	ラクス	1,100	1,406.00	1,546,600
3924	ランドコンピュータ	100	847.00	84,700
3925	ダブルスタンダード	100	1,821.00	182,100
3926	オープンドア	200	1,999.00	399,800
3928	マイネット	100	477.00	47,700
3932	アカツキ	100	2,725.00	272,500
3937	U b i c o mホールディングス	100	2,150.00	215,000
3939	カナミックネットワーク	300	472.00	141,600
3940	ノムラシステムコーポレーション	200	233.00	46,600
3962	チェンジ	600	1,635.00	981,000
3963	シンクロ・フード	200	256.00	51,200
3964	オークネット	200	1,421.00	284,200
3965	キャピタル・アセット・プランニング	100	689.00	68,900
3968	セグエグループ	100	547.00	54,700
3978	マクロミル	700	1,078.00	754,600
3981	ビーグリー	100	1,253.00	125,300
3983	オロ	100	2,347.00	234,700
3984	ユーザーローカル	100	1,546.00	154,600
3985	テモナ	100	339.00	33,900
3992	ニーズウェル	100	638.00	63,800

3994	マネーフォワード	500	5,080.00	2,540,000	
3996	サインポスト	100	831.00	83,100	
4072	電算システムホールディングス	100	2,514.00	251,400	
4284	ソルクシーズ	300	374.00	112,200	
4295	フェイス	100	640.00	64,000	
4298	プロトコーポレーション	300	1,010.00	303,000	
4299	ハイマックス	100	1,224.00	122,400	
4307	野村総合研究所	6,300	4,155.00	26,176,500	
4312	サイバネットシステム	200	663.00	132,600	
4320	C Eホールディングス	200	440.00	88,000	
4323	日本システム技術	100	2,262.00	226,200	
4326	インテージホールディングス	400	1,735.00	694,000	
4333	東邦システムサイエンス	100	882.00	88,200	
4344	ソースネクスト	1,400	154.00	215,600	
4348	インフォコム	400	1,966.00	786,400	
4373	シンプレクス・ホールディングス	400	1,580.00	632,000	
4382	HEROZ	100	928.00	92,800	
4384	ラクスル	400	2,469.00	987,600	
4390	I P S	100	1,855.00	185,500	
4392	F I G	400	277.00	110,800	
4396	システムサポート	100	1,027.00	102,700	
4420	イーソル	200	532.00	106,400	
4423	アルテリア・ネットワークス	400	1,245.00	498,000	
4430	東海ソフト	100	871.00	87,100	
4432	ウイングアーク1 s t	200	1,125.00	225,000	
4433	ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	100	1,544.00	154,400	
4434	サーバーワークス	100	2,255.00	225,500	
4441	トビラシステムズ	100	683.00	68,300	
4443	S a n s a n	1,200	994.00	1,192,800	
4446	L i n k - U	100	791.00	79,100	
4449	ギフトィ	300	945.00	283,500	
4481	ベース	100	5,600.00	560,000	
4483	J M D C	300	4,930.00	1,479,000	
4662	フォーカスシステムズ	200	921.00	184,200	
4674	クレスコ	200	1,891.00	378,200	

4676	フジ・メディア・ホールディングス	3,100	1,167.00	3,617,700	
4684	オービック	1,000	17,270.00	17,270,000	
4686	ジャストシステム	500	5,100.00	2,550,000	
4687	TDCソフト	300	1,058.00	317,400	
4689	Zホールディングス	47,000	504.40	23,706,800	
4704	トレンドマイクロ	1,700	6,810.00	11,577,000	
4709	IDホールディングス	200	837.00	167,400	
4716	日本オラクル	500	8,030.00	4,015,000	
4719	アルファシステムズ	100	3,755.00	375,500	
4722	フューチャー	700	1,662.00	1,163,400	
4725	CAC Holdings	200	1,370.00	274,000	
4726	SBテクノロジー	100	2,316.00	231,600	
4728	トーセ	100	695.00	69,500	
4733	オービックビジネスコンサルタント	300	3,880.00	1,164,000	
4739	伊藤忠テクノソリューションズ	1,500	2,855.00	4,282,500	
4743	アイティフォー	400	775.00	310,000	
4762	エクスネット	100	998.00	99,800	
4768	大塚商会	1,800	4,100.00	7,380,000	
4776	サイボウズ	400	1,141.00	456,400	
4812	電通国際情報サービス	500	3,565.00	1,782,500	
4813	ACCESS	400	521.00	208,400	
4819	デジタルガレージ	500	4,020.00	2,010,000	
4820	EMシステムズ	500	705.00	352,500	
4825	ウェザーニューズ	100	7,860.00	786,000	
4826	C I J	200	919.00	183,800	
4829	日本エンタープライズ	300	166.00	49,800	
4839	WOWOW	200	1,648.00	329,600	
4845	スカラ	300	678.00	203,400	
4847	インテリジェント ウェイブ	200	545.00	109,000	
6879	IMAGICA GROUP	300	685.00	205,500	
7518	ネットワンシステムズ	1,200	2,545.00	3,054,000	
7527	システムソフト	700	95.00	66,500	
7595	アルゴグラフィックス	300	2,843.00	852,900	
7844	マーベラス	500	708.00	354,000	
7860	エイベックス	600	1,392.00	835,200	
8056	日本ユニシス	1,000	3,035.00	3,035,000	

8096	兼松エレクトロニクス	200	3,805.00	761,000
8157	都築電気	200	1,404.00	280,800
9401	TBSホールディングス	2,000	1,767.00	3,534,000
9404	日本テレビホールディングス	2,700	1,225.00	3,307,500
9405	朝日放送グループホールディングス	300	695.00	208,500
9409	テレビ朝日ホールディングス	800	1,483.00	1,186,400
9412	スカパーJSA Tホールディングス	2,700	414.00	1,117,800
9413	テレビ東京ホールディングス	200	2,014.00	402,800
9414	日本BS放送	100	1,023.00	102,300
9416	ビジョン	600	1,141.00	684,600
9417	スマートバリュー	100	415.00	41,500
9418	USEN-NEXT HOLDING S	300	2,199.00	659,700
9419	ワイヤレスゲート	100	287.00	28,700
9422	コネクシオ	200	1,400.00	280,000
9424	日本通信	2,700	180.00	486,000
9428	クロップス	100	1,013.00	101,300
9432	日本電信電話	33,900	3,461.00	117,327,900
9433	KDDI	23,600	3,902.00	92,087,200
9434	ソフトバンク	49,000	1,448.00	70,952,000
9435	光通信	400	13,370.00	5,348,000
9438	エムティーアイ	300	421.00	126,300
9449	GMOインターネット	1,100	2,796.00	3,075,600
9450	ファイバーゲート	100	1,145.00	114,500
9466	アйдママーケティングコミュニケーション	100	285.00	28,500
9468	KADOKAWA	1,800	2,841.00	5,113,800
9470	学研ホールディングス	500	927.00	463,500
9474	ゼンリン	500	998.00	499,000
9475	昭文社ホールディングス	100	433.00	43,300
9479	インプレスホールディングス	300	205.00	61,500
9600	アイネット	200	1,224.00	244,800
9601	松竹	200	12,580.00	2,516,000
9602	東宝	1,900	4,610.00	8,759,000
9605	東映	100	17,110.00	1,711,000
9613	エヌ・ティ・ティ・データ	8,600	2,140.00	18,404,000
9629	ピー・シー・エー	200	1,349.00	269,800

9658	ビジネスブレイン太田昭和	100	1,311.00	131,100
9682	D T S	600	2,576.00	1,545,600
9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,500	5,610.00	8,415,000
9692	シーイーシー	300	1,177.00	353,100
9697	カプコン	3,100	2,767.00	8,577,700
9702	アイ・エス・ビー	200	985.00	197,000
9717	ジャステック	200	1,038.00	207,600
9719	S C S K	2,200	1,979.00	4,353,800
9739	日本システムウェア	100	2,080.00	208,000
9742	アイネス	300	1,580.00	474,000
9746	T K C	500	3,265.00	1,632,500
9749	富士ソフト	300	5,410.00	1,623,000
9759	N S D	1,000	2,090.00	2,090,000
9766	コナミホールディングス	1,200	7,140.00	8,568,000
9790	福井コンピュータホールディングス	100	3,135.00	313,500
9889	J B C Cホールディングス	200	1,446.00	289,200
9928	ミロク情報サービス	300	1,403.00	420,900
9984	ソフトバンクグループ	19,400	4,450.00	86,330,000
2676	高千穂交易	100	1,512.00	151,200
2689	オルパヘルスケアホールディングス	100	1,439.00	143,900
2692	伊藤忠食品	100	4,960.00	496,000
2715	エレマテック	300	1,037.00	311,100
2729	J A L U X	100	2,556.00	255,600
2733	あらた	300	3,795.00	1,138,500
2760	東京エレクトロン デバイス	100	4,850.00	485,000
2767	フィールズ	300	730.00	219,000
2768	双日	3,600	2,008.00	7,228,800
2784	アルフレッサ ホールディングス	3,600	1,755.00	6,318,000
2874	横浜冷凍	900	858.00	772,200
3023	ラサ商事	200	1,011.00	202,200
3036	アルコニクス	400	1,400.00	560,000
3038	神戸物産	2,500	3,660.00	9,150,000
3054	ハイパー	100	413.00	41,300
3076	あい ホールディングス	500	1,655.00	827,500
3079	ディーブイエックス	100	1,058.00	105,800

3107	ダイワボウホールディングス	1,600	1,662.00	2,659,200
3132	マクニカ・富士エレホールディングス	800	2,415.00	1,932,000
3139	ラクト・ジャパン	100	2,040.00	204,000
3150	グリムス	100	2,071.00	207,100
3151	バイタルケーエスケー・ホールディングス	600	780.00	468,000
3153	八洲電機	200	911.00	182,200
3154	メディアスホールディングス	200	863.00	172,600
3156	レスターホールディングス	300	1,953.00	585,900
3157	ジューテックホールディングス	100	1,216.00	121,600
3160	大光	100	703.00	70,300
3166	OCHIホールディングス	100	1,384.00	138,400
3167	TOKAIホールディングス	1,600	886.00	1,417,600
3168	黒谷	100	714.00	71,400
3173	C o m i n i x	100	730.00	73,000
3176	三洋貿易	300	967.00	290,100
3180	ビューティガレージ	100	2,363.00	236,300
3183	ウイン・パートナーズ	200	1,054.00	210,800
3321	ミタチ産業	100	875.00	87,500
3360	シップヘルスケアホールディングス	1,000	2,014.00	2,014,000
3388	明治電機工業	100	1,018.00	101,800
3392	デリカフーズホールディングス	100	544.00	54,400
3393	スターティアホールディングス	100	502.00	50,200
3543	コメダホールディングス	700	2,053.00	1,437,100
3565	アセンテック	100	750.00	75,000
5009	富士興産	100	954.00	95,400
7128	フルサト・マルカホールディングス	300	2,368.00	710,400
7130	ヤマエグループホールディングス	200	1,040.00	208,000
7414	小野建	300	1,585.00	475,500
7417	南陽	100	1,847.00	184,700
7420	佐島電機	200	903.00	180,600
7427	エコートレーディング	100	568.00	56,800
7433	伯東	200	2,359.00	471,800
7438	コンドーテック	200	1,042.00	208,400
7442	中山福	200	387.00	77,400
7447	ナガイレーベン	400	2,026.00	810,400

7451	三菱食品	300	3,155.00	946,500	
7456	松田産業	200	2,437.00	487,400	
7458	第一興商	600	3,350.00	2,010,000	
7459	メディパルホールディングス	3,500	2,087.00	7,304,500	
7466	S P K	100	1,301.00	130,100	
7467	萩原電気ホールディングス	100	2,114.00	211,400	
7476	アズワン	500	7,210.00	3,605,000	
7480	スズデン	100	2,079.00	207,900	
7481	尾家産業	100	977.00	97,700	
7482	シモジマ	200	967.00	193,400	
7483	ドウシシャ	300	1,512.00	453,600	
7487	小津産業	100	2,025.00	202,500	
7504	高速	200	1,549.00	309,800	
7510	たけびし	100	1,421.00	142,100	
7525	リックス	100	1,679.00	167,900	
7537	丸文	300	675.00	202,500	
7552	ハピネット	300	1,559.00	467,700	
7570	橋本総業ホールディングス	100	1,892.00	189,200	
7575	日本ライフライン	1,000	1,034.00	1,034,000	
7590	タカショー	200	595.00	119,000	
7599	I D O M	1,000	623.00	623,000	
7607	進和	200	1,861.00	372,200	
7608	エスケイジャパン	100	419.00	41,900	
7609	ダイトロン	100	1,691.00	169,100	
7613	シークス	500	941.00	470,500	
7619	田中商事	100	620.00	62,000	
7628	オーハシテクニカ	200	1,271.00	254,200	
7637	白銅	100	2,491.00	249,100	
8001	伊藤忠商事	22,700	3,893.00	88,371,100	
8002	丸紅	32,000	1,342.50	42,960,000	
8012	長瀬産業	1,800	1,813.00	3,263,400	
8014	蝶理	200	1,759.00	351,800	
8015	豊田通商	3,300	4,600.00	15,180,000	
8018	三共生興	400	523.00	209,200	
8020	兼松	1,200	1,356.00	1,627,200	
8025	ツカモトコーポレーション	100	1,329.00	132,900	

8031	三井物産	25,200	3,080.00	77,616,000	
8032	日本紙パルプ商事	200	4,010.00	802,000	
8037	カメイ	400	1,048.00	419,200	
8043	スターゼン	200	2,096.00	419,200	
8051	山善	1,400	973.00	1,362,200	
8052	椿本興業	100	3,815.00	381,500	
8053	住友商事	20,500	1,972.00	40,426,000	
8057	内田洋行	100	4,275.00	427,500	
8058	三菱商事	24,300	4,190.00	101,817,000	
8059	第一実業	100	4,215.00	421,500	
8060	キャノンマーケティングジャパン	800	2,371.00	1,896,800	
8061	西華産業	200	1,605.00	321,000	
8065	佐藤商事	300	1,169.00	350,700	
8068	菱洋エレクトロ	200	1,820.00	364,000	
8070	東京産業	300	693.00	207,900	
8074	ユアサ商事	300	2,980.00	894,000	
8075	神鋼商事	100	3,805.00	380,500	
8077	トルク	200	203.00	40,600	
8078	阪和興業	700	3,500.00	2,450,000	
8079	正栄食品工業	200	4,080.00	816,000	
8081	カナデン	300	1,003.00	300,900	
8084	菱電商事	300	1,711.00	513,300	
8088	岩谷産業	800	5,330.00	4,264,000	
8089	ナイス	100	1,923.00	192,300	
8093	極東貿易	100	2,294.00	229,400	
8095	アステナホールディングス	500	418.00	209,000	
8097	三愛石油	800	934.00	747,200	
8098	稲畑産業	700	2,093.00	1,465,100	
8101	G S I クレオス	200	1,166.00	233,200	
8103	明和産業	300	1,176.00	352,800	
8104	クワザワホールディングス	100	573.00	57,300	
8125	ワキタ	700	994.00	695,800	
8129	東邦ホールディングス	1,000	1,877.00	1,877,000	
8130	サンゲツ	900	1,553.00	1,397,700	
8131	ミツウロコグループホールディングス	500	1,046.00	523,000	
8132	シナネンホールディングス	100	3,335.00	333,500	

8133	伊藤忠エネクス	700	1,055.00	738,500	
8136	サンリオ	1,000	2,260.00	2,260,000	
8137	サンワテクノス	200	1,280.00	256,000	
8140	リョーサン	400	2,190.00	876,000	
8141	新光商事	500	942.00	471,000	
8142	トーホー	100	1,052.00	105,200	
8150	三信電気	100	1,657.00	165,700	
8151	東陽テクニカ	300	1,045.00	313,500	
8153	モスフードサービス	400	2,985.00	1,194,000	
8154	加賀電子	300	2,973.00	891,900	
8158	ソーダニッカ	300	646.00	193,800	
8159	立花エレテック	300	1,665.00	499,500	
8275	フォーバル	100	796.00	79,600	
8283	PAL TAC	500	4,560.00	2,280,000	
8285	三谷産業	400	333.00	133,200	
8835	太平洋興発	100	637.00	63,700	
9260	西本Wismettacホールディングス	100	2,779.00	277,900	
9273	コア商事ホールディングス	200	714.00	142,800	
9274	国際紙パルプ商事	700	328.00	229,600	
9305	ヤマタネ	200	1,672.00	334,400	
9810	日鉄物産	200	5,400.00	1,080,000	
9824	泉州電業	100	5,700.00	570,000	
9830	トラスコ中山	700	2,393.00	1,675,100	
9832	オートバックスセブン	1,100	1,403.00	1,543,300	
9837	モリト	200	735.00	147,000	
9869	加藤産業	500	3,235.00	1,617,500	
9872	北恵	100	956.00	95,600	
9880	イノテック	200	1,345.00	269,000	
9882	イエローハット	600	1,599.00	959,400	
9896	J Kホールディングス	300	1,070.00	321,000	
9902	日伝	300	2,168.00	650,400	
9930	北沢産業	200	220.00	44,000	
9932	杉本商事	200	2,196.00	439,200	
9934	因幡電機産業	900	2,572.00	2,314,800	
9960	東テク	100	2,307.00	230,700	

9962	ミスミグループ本社	4,100	3,450.00	14,145,000
9972	アルテック	200	278.00	55,600
9982	タキヒヨー	100	1,135.00	113,500
9986	蔵王産業	100	1,924.00	192,400
9987	スズケン	1,300	3,675.00	4,777,500
9991	ジェコス	200	822.00	164,400
9995	グローセル	400	429.00	171,600
2651	ローソン	700	4,770.00	3,339,000
2659	サンエー	200	4,090.00	818,000
2664	カワチ薬品	300	2,297.00	689,100
2670	エービーシー・マート	500	4,695.00	2,347,500
2674	ハードオフコーポレーション	100	814.00	81,400
2678	アスクル	700	1,629.00	1,140,300
2681	ゲオホールディングス	400	1,372.00	548,800
2685	アダストリア	300	1,646.00	493,800
2686	ジーフット	200	304.00	60,800
2695	くら寿司	300	2,976.00	892,800
2698	キャンドウ	100	2,097.00	209,700
2722	アイケイ	100	413.00	41,300
2726	バルグループホールディングス	300	1,469.00	440,700
2730	エディオン	1,500	1,180.00	1,770,000
2734	サーラコーポレーション	700	634.00	443,800
2735	ワッツ	200	719.00	143,800
2742	ハローズ	100	2,960.00	296,000
2752	フジオフードグループ本社	300	1,276.00	382,800
2753	あみやき亭	100	2,964.00	296,400
2764	ひらまつ	700	199.00	139,300
2791	大黒天物産	100	4,795.00	479,500
2792	ハニーズホールディングス	300	1,002.00	300,600
2796	ファーマライズホールディングス	100	712.00	71,200
3028	アルペン	200	2,024.00	404,800
3030	ハブ	100	546.00	54,600
3034	クオールホールディングス	400	1,162.00	464,800
3046	ジinzホールディングス	200	5,760.00	1,152,000
3048	ビックカメラ	1,900	1,062.00	2,017,800
3050	DCMホールディングス	2,000	1,091.00	2,182,000

3053	ペッパーフードサービス	400	365.00	146,000
3064	Monotaro	4,100	2,390.00	9,799,000
3067	東京一番フーズ	100	588.00	58,800
3073	DDホールディングス	200	492.00	98,400
3082	きちりホールディングス	100	371.00	37,100
3085	アークランドサービスホールディングス	200	2,173.00	434,600
3086	J. フロント リテイリング	3,900	942.00	3,673,800
3087	ドトール・日レスホールディングス	600	1,544.00	926,400
3088	マツキヨココカラ&カンパニー	2,000	4,075.00	8,150,000
3091	ブロンコビリー	200	2,236.00	447,200
3092	ZOZO	2,200	3,080.00	6,776,000
3093	トレジャー・ファクトリー	100	965.00	96,500
3097	物語コーポレーション	200	5,240.00	1,048,000
3099	三越伊勢丹ホールディングス	5,700	906.00	5,164,200
3134	Hamee	100	1,045.00	104,500
3141	ウエルシアホールディングス	1,700	2,953.00	5,020,100
3148	クリエイイトSDホールディングス	500	3,175.00	1,587,500
3159	丸善CHIホールディングス	400	367.00	146,800
3169	ミサワ	100	622.00	62,200
3175	エー・ピーホールディングス	100	456.00	45,600
3178	チムニー	100	1,133.00	113,300
3179	シュッピン	300	1,050.00	315,000
3182	オイシックス・ラ・大地	500	2,748.00	1,374,000
3186	ネクステージ	700	2,284.00	1,598,800
3191	ジョイフル本田	1,000	1,582.00	1,582,000
3193	鳥貴族ホールディングス	100	1,761.00	176,100
3196	ホットランド	200	1,281.00	256,200
3197	すかいらーくホールディングス	4,200	1,545.00	6,489,000
3198	SFPホールディングス	200	1,276.00	255,200
3199	綿半ホールディングス	200	1,355.00	271,000
3221	ヨシックスホールディングス	100	2,137.00	213,700
3222	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	900	1,078.00	970,200
3319	ゴルフダイジェスト・オンライン	200	949.00	189,800
3328	BEENOS	200	1,323.00	264,600
3333	あさひ	300	1,349.00	404,700

3341	日本調剤	200	1,333.00	266,600
3349	コスモス薬品	300	15,600.00	4,680,000
3361	トーエル	200	917.00	183,400
3382	セブン&アイ・ホールディングス	12,700	5,248.00	66,649,600
3387	クリエイト・レストランツ・ホールディング	1,700	684.00	1,162,800
3391	ツルハホールディングス	700	8,320.00	5,824,000
3395	サンマルクホールディングス	300	1,590.00	477,000
3396	フェリシモ	100	1,191.00	119,100
3397	トリドールホールディングス	800	2,116.00	1,692,800
3415	TOKYO BASE	300	400.00	120,000
3538	ウイルプラスホールディングス	100	823.00	82,300
3539	JMホールディングス	200	1,698.00	339,600
3544	サツドラホールディングス	100	650.00	65,000
3546	アレンザホールディングス	200	882.00	176,400
3547	串カツ田中ホールディングス	100	1,899.00	189,900
3548	バロックジャパンリミテッド	200	751.00	150,200
3549	クスリのアオキホールディングス	300	7,130.00	2,139,000
3561	力の源ホールディングス	200	564.00	112,800
3563	FOOD & LIFE COMPANIE	1,900	3,180.00	6,042,000
4350	メディカルシステムネットワーク	300	512.00	153,600
7127	一家ホールディングス	100	532.00	53,200
7135	藤久ホールディングス	100	614.00	61,400
7416	はるやまホールディングス	200	536.00	107,200
7419	ノジマ	500	2,366.00	1,183,000
7421	カッパ・クリエイト	500	1,351.00	675,500
7445	ライトオン	200	692.00	138,400
7453	良品計画	3,700	1,508.00	5,579,600
7455	三城ホールディングス	400	266.00	106,400
7463	アドヴァングループ	300	923.00	276,900
7475	アルビス	100	2,241.00	224,100
7494	コナカ	400	344.00	137,600
7508	G-7ホールディングス	400	1,513.00	605,200
7512	イオン北海道	600	1,218.00	730,800
7513	コジマ	600	539.00	323,400
7514	ヒマラヤ	100	925.00	92,500

7516	コーナン商事	500	3,625.00	1,812,500
7520	エコス	100	1,981.00	198,100
7522	ワタミ	400	909.00	363,600
7524	マルシェ	100	432.00	43,200
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホ	6,500	1,792.00	11,648,000
7545	西松屋チェーン	700	1,435.00	1,004,500
7550	ゼンショーホールディングス	1,600	2,713.00	4,340,800
7554	幸楽苑ホールディングス	200	1,332.00	266,400
7561	ハークスレイ	100	454.00	45,400
7581	サイゼリヤ	500	2,666.00	1,333,000
7593	V Tホールディングス	1,200	458.00	549,600
7596	魚力	100	2,132.00	213,200
7601	ポプラ	100	136.00	13,600
7605	フジ・コーポレーション	200	1,164.00	232,800
7606	ユナイテッドアローズ	300	1,741.00	522,300
7611	ハイデイ日高	500	1,751.00	875,500
7615	YU-WA Creation Holdi	200	199.00	39,800
7616	コロワイド	1,300	1,698.00	2,207,400
7618	ピーシーデポコーポレーション	400	300.00	120,000
7630	壱番屋	200	4,590.00	918,000
7640	トップカルチャー	100	288.00	28,800
7646	P L A N T	100	654.00	65,400
7649	スギホールディングス	600	6,120.00	3,672,000
7679	薬王堂ホールディングス	200	2,310.00	462,000
7918	ヴィア・ホールディングス	400	149.00	59,600
8005	スクロール	500	907.00	453,500
8008	ヨンドシーホールディングス	300	1,576.00	472,800
8160	木曾路	400	2,067.00	826,800
8163	S R Sホールディングス	500	822.00	411,000
8165	千趣会	600	370.00	222,000
8166	タカキュー	300	103.00	30,900
8167	リテールパートナーズ	400	1,308.00	523,200
8168	ケーヨー	600	899.00	539,400
8173	上新電機	400	1,976.00	790,400
8174	日本瓦斯	1,600	1,490.00	2,384,000

8179	ロイヤルホールディングス	600	1,902.00	1,141,200
8182	いなげや	400	1,367.00	546,800
8185	チョダ	300	703.00	210,900
8194	ライフコーポレーション	300	3,130.00	939,000
8200	リンガーハット	400	2,221.00	888,400
8203	MrMaxHD	400	560.00	224,000
8207	テンアライド	300	324.00	97,200
8214	AOKIホールディングス	600	546.00	327,600
8217	オークワ	500	964.00	482,000
8218	コメリ	500	2,775.00	1,387,500
8219	青山商事	700	605.00	423,500
8227	しまむら	400	10,910.00	4,364,000
8230	はせがわ	200	286.00	57,200
8233	高島屋	2,400	1,086.00	2,606,400
8237	松屋	700	674.00	471,800
8242	エイチ・ツー・オー リテイリング	1,500	832.00	1,248,000
8244	近鉄百貨店	100	2,454.00	245,400
8252	丸井グループ	2,600	2,154.00	5,600,400
8255	アクシアル リテイリング	300	3,205.00	961,500
8260	井筒屋	200	354.00	70,800
8267	イオン	12,500	2,581.50	32,268,750
8273	イズミ	600	3,195.00	1,917,000
8276	平和堂	600	1,957.00	1,174,200
8278	フジ	900	2,377.00	2,139,300
8279	ヤオコー	400	6,670.00	2,668,000
8281	ゼビオホールディングス	400	944.00	377,600
8282	ケーズホールディングス	3,000	1,229.00	3,687,000
8289	Olympicグループ	200	678.00	135,600
8291	日産東京販売ホールディングス	500	218.00	109,000
9262	シルバーライフ	100	1,261.00	126,100
9267	Genky DrugStores	100	4,210.00	421,000
9275	ナルミヤ・インターナショナル	100	890.00	89,000
9278	ブックオフグループホールディングス	200	1,026.00	205,200
9279	ギフトホールディングス	100	2,091.00	209,100
9627	アインホールディングス	400	5,970.00	2,388,000
9828	元気寿司	100	2,470.00	247,000

9831	ヤマダホールディングス	11,900	387.00	4,605,300	
9842	アークランドサカモト	500	1,545.00	772,500	
9843	ニトリホールディングス	1,300	16,215.00	21,079,500	
9850	グルメ杵屋	300	1,047.00	314,100	
9854	愛眼	200	190.00	38,000	
9856	ケーユーホールディングス	200	1,092.00	218,400	
9861	吉野家ホールディングス	1,100	2,270.00	2,497,000	
9887	松屋フーズホールディングス	200	3,570.00	714,000	
9900	サガミホールディングス	500	1,186.00	593,000	
9919	関西フードマーケット	200	1,146.00	229,200	
9936	王将フードサービス	200	6,020.00	1,204,000	
9945	プレナス	400	1,974.00	789,600	
9946	ミニストップ	200	1,459.00	291,800	
9948	アークス	600	2,178.00	1,306,800	
9956	バローホールディングス	700	2,124.00	1,486,800	
9974	ベルク	100	5,370.00	537,000	
9979	大庄	200	1,007.00	201,400	
9983	ファーストリテイリング	400	57,930.00	23,172,000	
9989	サンドラッグ	1,200	2,941.00	3,529,200	
9990	サックスパー ホールディングス	300	486.00	145,800	
9993	ヤマザワ	100	1,582.00	158,200	
9994	やまや	100	2,536.00	253,600	
9997	ベルーナ	700	679.00	475,300	
7150	島根銀行	100	528.00	52,800	
7161	じもとホールディングス	200	615.00	123,000	
7167	めぶきフィナンシャルグループ	16,900	255.00	4,309,500	
7173	東京きらぼしフィナンシャルグループ	400	1,846.00	738,400	
7180	九州フィナンシャルグループ	6,600	404.00	2,666,400	
7182	ゆうちょ銀行	7,700	1,012.00	7,792,400	
7184	富山第一銀行	800	321.00	256,800	
7186	コンコルディア・フィナンシャルグループ	18,600	453.00	8,425,800	
7189	西日本フィナンシャルホールディングス	2,100	775.00	1,627,500	
7322	三十三フィナンシャルグループ	300	1,520.00	456,000	
7327	第四北越フィナンシャルグループ	500	2,667.00	1,333,500	
7337	ひろぎんホールディングス	4,800	679.00	3,259,200	

7350	おきなわフィナンシャルグループ	300	2,082.00	624,600	
7380	十六フィナンシャルグループ	400	2,195.00	878,000	
7381	北國フィナンシャルホールディングス	300	2,800.00	840,000	
8303	新生銀行	2,100	2,177.00	4,571,700	
8304	あおぞら銀行	1,800	2,511.00	4,519,800	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	204,000	723.70	147,634,800	
8308	りそなホールディングス	36,900	518.00	19,114,200	
8309	三井住友トラスト・ホールディングス	6,100	3,911.00	23,857,100	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	22,500	3,952.00	88,920,000	
8331	千葉銀行	10,900	725.00	7,902,500	
8334	群馬銀行	6,100	372.00	2,269,200	
8336	武蔵野銀行	500	1,856.00	928,000	
8337	千葉興業銀行	800	269.00	215,200	
8338	筑波銀行	1,300	209.00	271,700	
8341	七十七銀行	1,000	1,542.00	1,542,000	
8342	青森銀行	300	1,816.00	544,800	
8343	秋田銀行	200	1,719.00	343,800	
8344	山形銀行	400	939.00	375,600	
8345	岩手銀行	200	1,950.00	390,000	
8346	東邦銀行	2,700	209.00	564,300	
8349	東北銀行	200	1,002.00	200,400	
8350	みちのく銀行	200	831.00	166,200	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	2,700	2,282.00	6,161,400	
8355	静岡銀行	7,900	838.00	6,620,200	
8358	スルガ銀行	2,900	426.00	1,235,400	
8359	八十二銀行	7,300	431.00	3,146,300	
8360	山梨中央銀行	400	974.00	389,600	
8361	大垣共立銀行	600	2,016.00	1,209,600	
8362	福井銀行	300	1,466.00	439,800	
8364	清水銀行	100	1,577.00	157,700	
8365	富山銀行	100	1,990.00	199,000	
8366	滋賀銀行	600	2,301.00	1,380,600	
8367	南都銀行	500	2,079.00	1,039,500	
8368	百五銀行	3,100	357.00	1,106,700	
8369	京都銀行	1,200	4,965.00	5,958,000	
8370	紀陽銀行	1,100	1,436.00	1,579,600	

8377	ほくほくフィナンシャルグループ	2,000	955.00	1,910,000	
8381	山陰合同銀行	1,900	659.00	1,252,100	
8382	中国銀行	2,600	912.00	2,371,200	
8383	鳥取銀行	100	1,262.00	126,200	
8385	伊予銀行	4,300	614.00	2,640,200	
8386	百十四銀行	300	1,729.00	518,700	
8387	四国銀行	500	783.00	391,500	
8388	阿波銀行	500	2,315.00	1,157,500	
8392	大分銀行	200	1,981.00	396,200	
8393	宮崎銀行	200	2,138.00	427,600	
8395	佐賀銀行	200	1,462.00	292,400	
8399	琉球銀行	700	814.00	569,800	
8410	セブン銀行	9,700	247.00	2,395,900	
8411	みずほフィナンシャルグループ	41,600	1,539.50	64,043,200	
8416	高知銀行	100	778.00	77,800	
8418	山口フィナンシャルグループ	3,800	723.00	2,747,400	
8521	長野銀行	100	1,231.00	123,100	
8522	名古屋銀行	200	2,848.00	569,600	
8524	北洋銀行	4,900	246.00	1,205,400	
8527	愛知銀行	100	4,830.00	483,000	
8530	中京銀行	100	1,646.00	164,600	
8537	大光銀行	100	1,401.00	140,100	
8541	愛媛銀行	500	961.00	480,500	
8542	トマト銀行	100	1,054.00	105,400	
8544	京葉銀行	1,400	511.00	715,400	
8550	栃木銀行	1,600	214.00	342,400	
8551	北日本銀行	100	1,627.00	162,700	
8558	東和銀行	600	550.00	330,000	
8562	福島銀行	400	222.00	88,800	
8563	大東銀行	200	698.00	139,600	
8600	トモニホールディングス	2,500	345.00	862,500	
8713	フィデアホールディングス	300	1,360.00	408,000	
8714	池田泉州ホールディングス	3,700	181.00	669,700	
7148	F P G	1,100	706.00	776,600	
7172	ジャパンインベストメントアドバイザー	300	1,070.00	321,000	

7347	マーキュリアホールディングス	100	461.00	46,100	
8473	S B Iホールディングス	4,000	3,045.00	12,180,000	
8518	日本アジア投資	300	230.00	69,000	
8595	ジャフコ グループ	1,200	1,824.00	2,188,800	
8601	大和証券グループ本社	24,400	696.10	16,984,840	
8604	野村ホールディングス	49,700	498.10	24,755,570	
8609	岡三証券グループ	2,600	381.00	990,600	
8613	丸三証券	1,000	515.00	515,000	
8614	東洋証券	1,100	156.00	171,600	
8616	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	3,700	409.00	1,513,300	
8617	光世証券	100	463.00	46,300	
8622	水戸証券	900	283.00	254,700	
8624	いちよし証券	600	613.00	367,800	
8628	松井証券	1,600	815.00	1,304,000	
8698	マネックスグループ	2,700	585.00	1,579,500	
8706	極東証券	400	748.00	299,200	
8707	岩井コスモホールディングス	300	1,370.00	411,000	
8708	アイザワ証券グループ	500	829.00	414,500	
8732	マネーパートナーズグループ	300	255.00	76,500	
8739	スパークス・グループ	1,500	250.00	375,000	
8742	小林洋行	100	231.00	23,100	
7181	かんぽ生命保険	3,300	2,008.00	6,626,400	
8630	S O M P Oホールディングス	5,300	5,014.00	26,574,200	
8715	アニコム ホールディングス	1,000	609.00	609,000	
8725	MS & ADインシュアランスグループホール	7,300	3,856.00	28,148,800	
8750	第一生命ホールディングス	16,000	2,448.00	39,168,000	
8766	東京海上ホールディングス	10,700	6,642.00	71,069,400	
8795	T & Dホールディングス	8,400	1,586.00	13,322,400	
8798	アドバンスクリエイト	200	981.00	196,200	
7164	全国保証	800	4,610.00	3,688,000	
7183	あんしん保証	100	275.00	27,500	
7187	ジェイリース	100	1,698.00	169,800	
7191	イントラスト	100	547.00	54,700	
7192	日本モーゲージサービス	200	955.00	191,000	
7196	C a s a	100	767.00	76,700	

7198	アルヒ	500	981.00	490,500
7199	プレミアグループ	200	3,720.00	744,000
7383	ネットプロテクションズホールディングス	700	534.00	373,800
8253	クレディセゾン	2,100	1,328.00	2,788,800
8424	芙蓉総合リース	300	6,850.00	2,055,000
8425	みずほリース	500	2,922.00	1,461,000
8439	東京センチュリー	600	4,190.00	2,514,000
8511	日本証券金融	1,300	908.00	1,180,400
8515	アイフル	5,500	321.00	1,765,500
8566	リコーリース	300	3,320.00	996,000
8570	イオンフィナンシャルサービス	1,800	1,134.00	2,041,200
8572	アコム	6,700	288.00	1,929,600
8584	ジャックス	400	3,105.00	1,242,000
8585	オリエントコーポレーション	8,800	122.00	1,073,600
8591	オリックス	19,300	2,227.00	42,981,100
8593	三菱HCキャピタル	12,000	545.00	6,540,000
8596	九州リースサービス	200	588.00	117,600
8697	日本取引所グループ	8,200	2,147.00	17,605,400
8771	イー・ギャランティ	500	1,825.00	912,500
8772	アサックス	200	678.00	135,600
8793	NECキャピタルソリューション	100	2,052.00	205,200
2337	いちご	3,600	268.00	964,800
2353	日本駐車場開発	3,600	157.00	565,200
2975	スター・マイカ・ホールディングス	200	1,205.00	241,000
2980	SREホールディングス	100	2,577.00	257,700
2982	ADワークスグループ	700	141.00	98,700
3003	ヒューリック	7,800	1,038.00	8,096,400
3228	三栄建築設計	100	1,547.00	154,700
3231	野村不動産ホールディングス	1,700	2,745.00	4,666,500
3232	三重交通グループホールディングス	700	461.00	322,700
3244	サムティ	500	2,122.00	1,061,000
3245	ディア・ライフ	400	514.00	205,600
3246	コーセーアールイー	100	588.00	58,800
3252	地主	200	1,772.00	354,400
3254	プレサンスコーポレーション	400	1,974.00	789,600

3271	THEグローバル社	200	157.00	31,400	
3275	ハウスコム	100	1,240.00	124,000	
3276	日本管理センター	200	1,008.00	201,600	
3277	サンセイランディック	100	807.00	80,700	
3284	フージャースホールディングス	400	650.00	260,000	
3288	オープンハウスグループ	1,000	5,070.00	5,070,000	
3289	東急不動産ホールディングス	9,600	627.00	6,019,200	
3291	飯田グループホールディングス	2,700	2,141.00	5,780,700	
3294	イーグラント	100	1,326.00	132,600	
3299	ムゲンエステート	200	478.00	95,600	
3452	ビーロット	200	484.00	96,800	
3454	ファーストブラザーズ	100	791.00	79,100	
3457	A n d D oホールディングス	200	879.00	175,800	
3458	シーアールイー	100	1,645.00	164,500	
3465	ケイアイスター不動産	100	4,510.00	451,000	
3467	アグレ都市デザイン	100	1,460.00	146,000	
3475	グッドコムアセット	100	1,053.00	105,300	
3480	ジェイ・エス・ビー	100	2,963.00	296,300	
3484	テンポイノベーション	100	813.00	81,300	
3486	グローバル・リンク・マネジメント	100	817.00	81,700	
4666	パーク24	1,700	1,784.00	3,032,800	
4809	パラカ	100	1,679.00	167,900	
6620	宮越ホールディングス	100	821.00	82,100	
8801	三井不動産	14,800	2,540.50	37,599,400	
8802	三菱地所	21,400	1,655.00	35,417,000	
8803	平和不動産	600	3,865.00	2,319,000	
8804	東京建物	3,200	1,738.00	5,561,600	
8806	ダイビル	500	2,196.00	1,098,000	
8818	京阪神ビルディング	500	1,451.00	725,500	
8830	住友不動産	6,800	3,244.00	22,059,200	
8841	テーオーシー	600	684.00	410,400	
8842	東京楽天地	100	4,020.00	402,000	
8848	レオパレス21	3,400	186.00	632,400	
8850	スターツコーポレーション	400	2,391.00	956,400	
8860	フジ住宅	400	632.00	252,800	
8864	空港施設	300	527.00	158,100	

8869	明和地所	200	640.00	128,000	
8871	ゴールドクレスト	300	1,760.00	528,000	
8877	エスリード	100	1,771.00	177,100	
8881	日神グループホールディングス	500	479.00	239,500	
8892	日本エスコン	600	743.00	445,800	
8897	タカラレーベン	1,400	303.00	424,200	
8904	AVANTIA	200	806.00	161,200	
8905	イオンモール	1,600	1,576.00	2,521,600	
8908	毎日コムネット	100	637.00	63,700	
8917	ファースト住建	100	1,080.00	108,000	
8918	ランド	17,700	10.00	177,000	
8919	カチタス	800	3,425.00	2,740,000	
8923	トーセイ	400	1,065.00	426,000	
8928	穴吹興産	100	2,037.00	203,700	
8934	サンフロンティア不動産	400	1,035.00	414,000	
8935	FJネクストホールディングス	300	982.00	294,600	
8940	インテリックス	100	619.00	61,900	
8944	ランドビジネス	100	241.00	24,100	
8945	サンネクスタグループ	100	1,074.00	107,400	
8999	グランディハウス	200	569.00	113,800	
9706	日本空港ビルディング	1,200	5,190.00	6,228,000	
1717	明豊ファシリティワークス	100	681.00	68,100	
1954	日本工営	200	2,814.00	562,800	
2120	LIFULL	1,000	224.00	224,000	
2121	ミクシィ	700	2,148.00	1,503,600	
2124	ジェイエイシーリクルートメント	300	1,763.00	528,900	
2127	日本M&Aセンターホールディングス	5,200	1,365.00	7,098,000	
2130	メンバーズ	100	3,050.00	305,000	
2139	中広	100	390.00	39,000	
2146	UTグループ	500	2,503.00	1,251,500	
2148	アイティメディア	100	1,515.00	151,500	
2153	E・Jホールディングス	200	1,162.00	232,400	
2154	夢真ビーネックスグループ	1,000	1,470.00	1,470,000	
2157	コシダカホールディングス	800	682.00	545,600	
2163	アルトナー	100	873.00	87,300	
2168	パソナグループ	300	2,158.00	647,400	

2169	C D S	100	1,589.00	158,900	
2170	リンクアンドモチベーション	700	388.00	271,600	
2175	エス・エム・エス	1,100	3,100.00	3,410,000	
2180	サニーサイドアップグループ	100	730.00	73,000	
2181	パーソルホールディングス	3,200	2,221.00	7,107,200	
2183	リニカル	200	705.00	141,000	
2193	クックパッド	1,000	283.00	283,000	
2196	エスクリ	100	422.00	42,200	
2198	アイ・ケイ・ケイホールディングス	200	507.00	101,400	
2301	学情	100	977.00	97,700	
2305	スタジオアリス	100	2,166.00	216,600	
2309	シミックホールディングス	200	1,530.00	306,000	
2311	エプロコ	100	680.00	68,000	
2325	N J S	100	1,924.00	192,400	
2331	総合警備保障	1,300	4,150.00	5,395,000	
2371	カカコム	2,300	2,452.00	5,639,600	
2372	アイロムグループ	100	1,930.00	193,000	
2374	セントケア・ホールディング	200	808.00	161,600	
2376	サイネックス	100	590.00	59,000	
2378	ルネサンス	200	1,021.00	204,200	
2379	ディップ	600	3,175.00	1,905,000	
2389	デジタルホールディングス	200	1,349.00	269,800	
2395	新日本科学	400	1,400.00	560,000	
2410	キャリアデザインセンター	100	1,276.00	127,600	
2412	ベネフィット・ワン	1,100	2,374.00	2,611,400	
2413	エムスリー	5,600	4,005.00	22,428,000	
2418	ツカダ・グローバルホールディング	200	304.00	60,800	
2427	アウトソーシング	1,800	1,084.00	1,951,200	
2428	ウェルネット	300	441.00	132,300	
2429	ワールドホールディングス	100	2,175.00	217,500	
2432	ディー・エヌ・エー	1,200	1,824.00	2,188,800	
2433	博報堂DYホールディングス	4,400	1,458.00	6,415,200	
2440	ぐるなび	500	423.00	211,500	
2445	タカミヤ	400	360.00	144,000	
2453	ジャパンバストレスキューシステム	200	963.00	192,600	
2461	ファンコミュニケーションズ	800	427.00	341,600	

2462	ライク	100	1,805.00	180,500	
2464	ビジネス・ブレイクスルー	100	421.00	42,100	
2471	エスプール	900	971.00	873,900	
2475	WDBホールディングス	100	2,444.00	244,400	
2485	ティア	200	420.00	84,000	
2489	アドウェイズ	500	640.00	320,000	
2491	バリューコマース	200	3,070.00	614,000	
2492	インフォマート	3,500	654.00	2,289,000	
2749	J Pホールディングス	800	217.00	173,600	
3521	エコナックホールディングス	600	88.00	52,800	
4286	CLホールディングス	100	1,024.00	102,400	
4290	プレステージ・インターナショナル	1,200	663.00	795,600	
4301	アミューズ	200	1,917.00	383,400	
4310	ドリームインキュベータ	100	2,180.00	218,000	
4318	クイック	200	1,476.00	295,200	
4319	TAC	200	206.00	41,200	
4324	電通グループ	3,200	4,440.00	14,208,000	
4331	テイクアンドギヴ・ニーズ	100	1,127.00	112,700	
4337	びあ	100	3,145.00	314,500	
4343	イオンファンタジー	100	1,941.00	194,100	
4345	シーティーエス	400	784.00	313,600	
4346	ネクシィーズグループ	100	480.00	48,000	
4544	H. U. グループホールディングス	800	2,951.00	2,360,800	
4641	アルプス技研	300	1,775.00	532,500	
4651	サニックス	600	213.00	127,800	
4653	ダイオーズ	100	1,005.00	100,500	
4658	日本空調サービス	300	810.00	243,000	
4661	オリエンタルランド	3,700	22,100.00	81,770,000	
4665	ダスキン	700	2,786.00	1,950,200	
4668	明光ネットワークジャパン	400	560.00	224,000	
4671	ファルコホールディングス	200	2,078.00	415,600	
4678	秀英予備校	100	435.00	43,500	
4679	田谷	100	565.00	56,500	
4680	ラウンドワン	900	1,278.00	1,150,200	
4681	リゾートトラスト	1,400	2,035.00	2,849,000	
4694	ビー・エム・エル	400	3,065.00	1,226,000	

4708	りらいあコミュニケーションズ	500	1,059.00	529,500
4714	リソー教育	1,400	350.00	490,000
4718	早稲田アカデミー	200	1,010.00	202,000
4732	ユー・エス・エス	3,500	1,964.00	6,874,000
4745	東京個別指導学院	300	580.00	174,000
4751	サイバーエージェント	7,800	1,371.00	10,693,800
4755	楽天グループ	16,200	914.00	14,806,800
4763	クリーク・アンド・リバー社	200	1,663.00	332,600
4765	モーニングスター	600	595.00	357,000
4767	テー・オー・ダブリュー	600	299.00	179,400
4792	山田コンサルティンググループ	200	1,164.00	232,800
4801	セントラルスポーツ	100	2,382.00	238,200
4848	フルキャストホールディングス	300	2,114.00	634,200
4849	エン・ジャパン	500	2,568.00	1,284,000
6028	テクノプロ・ホールディングス	1,900	3,000.00	5,700,000
6029	アトラグループ	100	240.00	24,000
6032	インターワークス	100	375.00	37,500
6035	アイ・アールジャパンホールディングス	100	3,410.00	341,000
6036	Keepers 技研	200	1,960.00	392,000
6037	ファーストロジック	100	821.00	82,100
6044	三機サービス	100	993.00	99,300
6047	Gunosy	200	675.00	135,000
6048	デザインワン・ジャパン	100	176.00	17,600
6050	イー・ガーディアン	100	2,681.00	268,100
6054	リブセンス	200	170.00	34,000
6055	ジャパンマテリアル	1,000	1,619.00	1,619,000
6058	ベクトル	400	1,037.00	414,800
6059	ウチヤマホールディングス	200	334.00	66,800
6062	チャーム・ケア・コーポレーション	200	1,068.00	213,600
6070	キャリアリンク	100	1,199.00	119,900
6071	I B J	300	671.00	201,300
6073	アサンテ	100	1,475.00	147,500
6078	バリューHR	100	2,734.00	273,400
6080	M&Aキャピタルパートナーズ	300	4,725.00	1,417,500
6082	ライドオンエクスプレスホールディングス	100	1,203.00	120,300

6083	E R I ホールディングス	100	1,225.00	122,500
6088	シグマクス・ホールディングス	200	2,046.00	409,200
6089	ウィルグループ	200	1,149.00	229,800
6093	エスクロー・エージェント・ジャパン	400	166.00	66,400
6095	メドピア	200	2,920.00	584,000
6096	レアジョブ	100	819.00	81,900
6098	リクルートホールディングス	24,300	4,597.00	111,707,100
6099	エラン	400	958.00	383,200
6171	土木管理総合試験所	100	308.00	30,800
6175	ネットマーケティング	200	414.00	82,800
6178	日本郵政	41,200	935.00	38,522,000
6183	ベルシステム24ホールディングス	500	1,291.00	645,500
6184	鎌倉新書	400	484.00	193,600
6185	SMN	100	599.00	59,900
6189	グローバルキッズCOMPANY	100	719.00	71,900
6191	エアトリ	200	3,220.00	644,000
6194	アトラエ	200	1,626.00	325,200
6196	ストライク	100	3,980.00	398,000
6197	ソラスト	800	858.00	686,400
6199	セラク	100	1,229.00	122,900
6200	インソース	300	1,917.00	575,100
6532	バイカレント・コンサルティング	200	39,150.00	7,830,000
6533	Orchestra Holdings	100	2,656.00	265,600
6535	アイモバイル	100	1,249.00	124,900
6538	キャリアインデックス	100	608.00	60,800
6539	MS-Japan	100	723.00	72,300
6540	船場	100	743.00	74,300
6544	ジャパンエレベーターサービスホールディング	1,000	1,500.00	1,500,000
6547	グリーンズ	100	540.00	54,000
6551	ツナググループ・ホールディングス	100	252.00	25,200
6552	GameWith	100	442.00	44,200
6553	ソウルドアウト	100	1,806.00	180,600
6556	ウェルビー	200	1,032.00	206,400
6564	ミダックホールディングス	100	2,079.00	207,900
6569	日総工産	200	704.00	140,800

6571	キュービーネットホールディングス	100	1,444.00	144,400
6572	R P Aホールディングス	400	302.00	120,800
7030	スプリックス	100	1,298.00	129,800
7033	マネジメントソリューションズ	200	2,903.00	580,600
7034	プロレド・パートナーズ	100	761.00	76,100
7035	a n d f a c t o r y	100	426.00	42,600
7038	フロンティア・マネジメント	100	899.00	89,900
7044	ピアラ	100	514.00	51,400
7059	コプロ・ホールディングス	100	1,016.00	101,600
7060	ギークス	100	1,106.00	110,600
7085	カーブスホールディングス	900	673.00	605,700
7088	フォーラムエンジニアリング	200	817.00	163,400
7354	ダイレクトマーケティングミックス	400	1,702.00	680,800
7358	ポピンズホールディングス	100	2,051.00	205,100
7366	L I T A L I C O	300	2,290.00	687,000
8769	アドバンテッジリスクマネジメント	200	587.00	117,400
8876	リログループ	1,700	1,611.00	2,738,700
8920	東祥	200	1,788.00	357,600
9247	T R Eホールディングス	400	1,720.00	688,000
9248	人・夢・技術グループ	100	1,923.00	192,300
9603	エイチ・アイ・エス	700	2,000.00	1,400,000
9612	ラックランド	100	2,839.00	283,900
9616	共立メンテナンス	600	4,455.00	2,673,000
9619	イチネンホールディングス	300	1,276.00	382,800
9621	建設技術研究所	200	2,224.00	444,800
9622	スペース	200	928.00	185,600
9628	燦ホールディングス	100	1,493.00	149,300
9633	東京テアトル	100	1,232.00	123,200
9644	タナベ経営	100	644.00	64,400
9663	ナガワ	100	9,510.00	951,000
9672	東京都競馬	200	3,980.00	796,000
9675	常磐興産	100	1,362.00	136,200
9678	カナモト	600	2,100.00	1,260,000
9699	西尾レントオール	300	2,720.00	816,000
9704	アゴーラ ホスピタリティー グループ	1,700	21.00	35,700

9715	トランス・コスモス	400	3,040.00	1,216,000	
9716	乃村工藝社	1,400	859.00	1,202,600	
9722	藤田観光	100	2,208.00	220,800	
9726	KNT-C Tホールディングス	200	1,483.00	296,600	
9728	日本管財	300	2,831.00	849,300	
9729	トーカイ	300	1,794.00	538,200	
9735	セコム	3,100	8,262.00	25,612,200	
9740	セントラル警備保障	200	2,379.00	475,800	
9743	丹青社	600	700.00	420,000	
9744	メイテック	400	6,380.00	2,552,000	
9755	応用地質	400	2,205.00	882,000	
9757	船井総研ホールディングス	600	2,072.00	1,243,200	
9760	進学会ホールディングス	100	378.00	37,800	
9765	オオバ	200	682.00	136,400	
9768	いであ	100	1,817.00	181,700	
9769	学究社	100	1,546.00	154,600	
9783	ベネッセホールディングス	1,100	2,199.00	2,418,900	
9787	イオンディライト	400	3,070.00	1,228,000	
9788	ナック	100	975.00	97,500	
9793	ダイセキ	600	4,525.00	2,715,000	
9795	ステップ	100	1,758.00	175,800	
合 計		3,626,800		8,173,316,490	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

【中間財務諸表】

- 1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(令和4年3月15日から令和4年9月14日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監

査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年11月16日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトビックスオープンの令和4年3月15日から令和4年9月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トビックスオープンの令和4年9月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年3月15日から令和4年9月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【トピックスオープン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 32 期 [令和 4 年 3 月 14 日現在]	第 33 期中間計算期間末 [令和 4 年 9 月 14 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	44,304,950	30,655,520
親投資信託受益証券	8,280,450,516	8,977,906,509
未収入金	-	32,536,859
流動資産合計	8,324,755,466	9,041,098,888
資産合計	8,324,755,466	9,041,098,888
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,732,231	33,945,961
未払受託者報酬	4,839,232	4,442,516
未払委託者報酬	25,163,913	23,201,648
未払利息	78	54
その他未払費用	125,760	128,521
流動負債合計	42,861,214	61,718,700
負債合計	42,861,214	61,718,700
純資産の部		
元本等		
元本	9,762,180,508	9,742,739,803
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△1,480,286,256	△763,359,615
(分配準備積立金)	3,263,006,515	3,101,599,541
元本等合計	8,281,894,252	8,979,380,188
純資産合計	8,281,894,252	8,979,380,188
負債純資産合計	8,324,755,466	9,041,098,888

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 32 期中間計算期間 自 令和 3 年 3 月 16 日 至 令和 3 年 9 月 15 日	第 33 期中間計算期間 自 令和 4 年 3 月 15 日 至 令和 4 年 9 月 14 日
営業収益		
有価証券売買等損益	678,062,219	748,560,206
営業収益合計	678,062,219	748,560,206
営業費用		
支払利息	5,830	5,508
受託者報酬	4,932,992	4,442,516
委託者報酬	25,651,490	23,201,648
その他費用	128,194	128,521
営業費用合計	30,718,506	27,778,193

営業利益又は営業損失 (△)	647,343,713	720,782,013
経常利益又は経常損失 (△)	647,343,713	720,782,013
中間純利益又は中間純損失 (△)	647,343,713	720,782,013
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	1,069,209	32,888,730
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△901,029,023	△1,480,286,256
剰余金増加額又は欠損金減少額	37,772,946	74,756,119
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	37,772,946	74,756,119
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,021,612	45,722,761
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,021,612	45,722,761
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△245,003,185	△763,359,615

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

	第 32 期 [令和 4 年 3 月 14 日現在]	第 33 期中間計算期間末 [令和 4 年 9 月 14 日現在]
1. 期首元本額	9,859,520,628 円	9,762,180,508 円
期中追加設定元本額	1,163,297,978 円	479,398,015 円
期中一部解約元本額	1,260,638,098 円	498,838,720 円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,480,286,256 円	763,359,615 円
3. 受益権の総数	9,762,180,508 口	9,742,739,803 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 32 期中間計算期間 自 令和 3 年 3 月 16 日 至 令和 3 年 9 月 15 日	第 33 期中間計算期間 自 令和 4 年 3 月 15 日 至 令和 4 年 9 月 14 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第 32 期 [令和 4 年 3 月 14 日現在]	第 33 期中間計算期間末 [令和 4 年 9 月 14 日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第32期 [令和4年3月14日現在]	第33期中間計算期間末 [令和4年9月14日現在]
1口当たり純資産額	0.8484円	0.9216円
(1万口当たり純資産額)	(8,484円)	(9,216円)

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

東証株価指数マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和4年9月14日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	71,117,967
株式	8,932,697,820
派生商品評価勘定	788,900
未収入金	1,537,800
未収配当金	4,100,816
差入委託証拠金	3,300,000
流動資産合計	9,013,543,303
資産合計	9,013,543,303
負債の部	
流動負債	
前受金	3,080,000
未払解約金	32,536,859
未払利息	126

流動負債合計	35,616,985
負債合計	35,616,985
純資産の部	
元本等	
元本	3,352,842,555
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	5,625,083,763
元本等合計	8,977,926,318
純資産合計	8,977,926,318
負債純資産合計	9,013,543,303

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 4 年 9 月 14 日現在]
1. 期首	令和 4 年 3 月 15 日
期首元本額	3,370,009,571 円
期中追加設定元本額	118,104,338 円
期中一部解約元本額	135,271,354 円
元本の内訳※	
トピックスオープン	3,352,842,555 円
合計	3,352,842,555 円
2. 受益権の総数	3,352,842,555 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 9 月 14 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 4 年 9 月 14 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	37,760,000	—	38,550,000	790,000
合計		37,760,000	—	38,550,000	790,000

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報)

	[令和 4 年 9 月 14 日現在]
1口当たり純資産額	2.6777円
(1万口当たり純資産額)	(26,777円)

2 【ファンドの現況】

【トピックスオープン】

【純資産額計算書】

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	8,554,002,644
II 負債総額	3,192,217
III 純資産総額 (I - II)	8,550,810,427
IV 発行済口数	9,740,462,097口
V 1口当たり純資産価額 (III / IV)	0.8779
(10,000口当たり)	(8,779)

(参考)

東証株価指数マザーファンド

純資産額計算書

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	8,553,163,671
--------	---------------

II 負債総額	3,070,397
III 純資産総額 (I - II)	8,550,093,274
IV 発行済口数	3,351,471,710口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	2.5511
(10,000口当たり)	(25,511)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、

解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022年9月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年9月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	903	21,413,405
追加型公社債投資信託	16	1,387,262
単位型株式投資信託	93	428,424
単位型公社債投資信託	52	133,498
合計	1,064	23,362,589

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)		第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期末払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)		第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		170,807		243,133
受取利息	※2	2,726	※2	7,408
投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費		-		76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	※1	536	※1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2	4,755,427	※2	5,366,608
法人税等調整額		△19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670 千円
- ② 1株当たり配当額 44,700 円
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 効力発生日 令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 49,988 円
- ④ 基準日 令和3年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 1株当たり配当額 49,988 円
- ③ 基準日 令和3年3月31日
- ④ 効力発生日 令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和4年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和4年6月29日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	709,808 千円
1 年超	709,808 千円	414,054 千円
合計	1,419,616 千円	1,123,863 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第 37 期(令和 4 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円)は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 37 期(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和 3 年 9 月 24 日内閣府令第 9 号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326 千円、投資有価証券 16,772,282 千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載していません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）及び第37期（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）及び第37期（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2) 投資助言料 (注 3)	5,128,270 千円 523,327 千円	未払手数料 未払費用	772,495 千円 290,120 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2) 投資助言料 (注 3)	5,153,589 千円 499,388 千円	未払手数料 未払費用	836,105 千円 272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示していません。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1 株当たり情報）

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	393,827.09 円	400,322.84 円
1 株当たり当期純利益金額	49,916.36 円	57,424.97 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の 1 株当たり純資産額は 2,248.25 円増加し、1 株当たり純利益金額は 658.24 円減少しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

トピックスオープン

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

トピックスオープン

運用の基本方針

約款第21条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

東証株価指数マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

東証株価指数マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

東証株価指数マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④外貨建資産への投資は行いません。

⑤有価証券先物取引等を行うことができます。

⑥スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『トピックスオープン』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託業務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金263億8,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第7項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項、第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については263億8,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこ

の投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに第44条に規定する委託者の指定する口座管理機関または保護預り会社に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。ただし、受益権の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込みに係る受益権について、第43条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことを申し出た場合は、1万口の整数倍をもって、当該受益権の取得申込みに応じるものとします。なお、2002年9月30日以降は、委託者は第43条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る取得申込みに限り応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得

申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前2項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ④ 委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が第43条第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合または受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑤ 第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者または委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第43条第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合または受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第44条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第13条 削除

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

(投資の対象とする資産の種類等)

第19条の2 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条および第25条に定めるものに限ります。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする東証株価指数マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。)をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（運用の基本方針）

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

（信用取引の指図範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第24条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(保管業務の委任)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第28条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

第30条 削除

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、そ

の計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年3月15日から翌年3月14日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替

金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。（信託報酬等）

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第41条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第44条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、2007年1月4日以降においても、第45条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者

および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第44条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第44条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第46条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位（ただし、1万口を上回らないものとします。なお、別に定める契約に係る受益権については1口単位とします。）をもって当該受益権を買取ります。

- ② 前項の場合、受益権の買取り価額は、買取り請求を受け付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。
- ③ 受益者は、第1項の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、金融商品取引所等に

おける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受け付けた買取請求の受け取りを取り消すことができます。

- ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者または委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位(ただし、1万口を上回らないものとします。)をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申出を受け付けた受益権を除きます。)、別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に帰属する受益権については、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け取りを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け取りが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異

議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付し

たときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第54条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第55条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第43条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、2000年3月31日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する2000年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第3条 2006年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

1990年3月15日

委託者 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

三菱UFJ国際投信株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

 **MUFG** 三菱UFJ国際投信